

# 函館市事業仕分けの概要

平成24年8月26日(日)第2班

## ■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・ 進行役から説明

## ■2-4-1 賦課事務所要経費についての説明

- ・ 資料に基づき, 市民部国保年金課から説明

## ■2-4-1 賦課事務所要経費についての質疑

(E委員)

担当課による評価は「現行どおり」ということで, 郵送物だとかにバーコードを記入して, 経費の削減に努めていらっしゃるということはよくよく分かりました。一つだけ質問なんです, 平成21年度の決算から平成22年度の決算への中で, 約700万円の減がありますが, これは賦課業務から収納業務のほうにそのまま一括, 予算を移されたという考えで良いのでしょうか。

(説明者)

はい, その通りでございます。まず賦課マスターと収納マスターはある程度リンクする, 当然お金をかける・課金する, それに伴って徴収するというので, 賦課マスターと収納マスターのリンクもあったので, この事項で予算を組んでいたんですけども, 督促状についてはあくまでも収納の業務ということなので, その部分の整理をさせていただいて, 予算の事項を移したと。経費的にはスライドしているという形になっていません。

(E委員)

なるほど。督促業務のほうは, 業務名は収納率向上対策経費で良いんですか。どちらのほうに移されたんですか。

(説明者)

収納事務所要経費のほうに移行してございます。

(E委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(A委員)

追加資料でいただいた経費の内訳のところでは、被保険者証関係経費・保険料通知関係経費で、委託料がありまして、どちらもシルバー人材センターへの委託ということなんですけれども、こちらの業務を委託した理由と、受託者をシルバー人材センターにしている理由を教えてください。

(説明者)

シルバーへの委託につきましては、被保険者証の封入・封緘（ふうかん）業務、要は袋詰め業務でございます。あと、今年度は無いんですが、決定通知書のほうについても袋詰め業務をシルバーのほうに委託しているということで、選定の理由につきましては、高齢者の就労の機会を与えるというような市総体での理由と、それから、単純作業ということで、そのへんの業務、一時的に膨らむ業務、イベント・不定期な業務ということでの理由の、2点でございます。

(A委員)

結果的に経費削減効果があるということですね。分かりました。

それともう一点ですが、道内6都市を比較した資料なんですけれども、こちらの事業費の金額を見ると、函館市は、非常に少なく頑張っているような形に見えるんですが、これは事業費なので、人件費は入っていないですね。総事業費ということではなくて、あくまでも人件費を除いた事業費ベースだと思うんですけれども、たとえば釧路市・帯広市なんかはその他事務経費のところの備考を見ると、たとえば受付嘱託報酬含むとか、電算委託（運用）含むとか、委託化しているように見えるので、そういった委託をしているほうが、人件費の削減効果があるかもしれませんよね。函館市は、総事業費として見た場合、道内の他都市と比べてどうなのか、どういうふうに思っているのかということをお聞かせ願いたいんですけれども。

(説明者)

各市のほうの経費比較、特に札幌だとかは算出不能ということで、それぞれの市で人件費なり電算システムの経費をそれぞれの事項に組んでいるところと、函館市のように一般職員費ということで人件費は別に組んでいるところというのは様々だったので、一概に比較はできないのかなというふうには思っていました。

この資料で見ていただきたいのが3つの区分、被保険者証の発行の分と、保険料の通知の部分、それから申告書の業務ということで、この3つの部分については単純比較ができるのかなとは思いますが、それ以外のものについては、それぞれの市の費目の区分がですね、あまりにも違い過ぎるので、単純比較はなかなかできないというのが印象でございます。

(A委員)

分かりました。最後に確認なんですけど、嘱託職員も2名使うようにして、人件費の削減効果がありますよというお話で、シルバー人材センターを使っているのもやはり経費削減効果がありますよということをお聞きすると、やはりコスト意識はしているんだなというふうに思いましたので、そうするとやはり、より委託先ができることは委託先、臨時職員を使ってできることは臨時職員、嘱託職員ができることは嘱託職員というような形で、意識されているということによろしいですね。

(説明者)

はい。

(A委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(D委員)

まず調書の1枚目のほうで、ちょっとお伺いしたいんですけれども、平成24年度予算は特別な714万円の経費が入っているので、総事業費も大きくなっているんでしょうけれども、平成23年度決算見込の事業費(A)の12,571,000円に対応するのは平成24年度予算だと、一般財源と書かれている15,610,000円のほうにこれがスライドするというふうに考えて良いと思うんですけれども、そうすると300万円くらいですか、増えていますけれども、それについて理由をお聞かせください。

(説明者)

追加でお出ししました資料の、賦課事務所要経費の内訳というのがあるかと思うんですが、こちらが平成21・22・23年度の決算と24年度の予算の比較でございます。経費的に動いている部分、大きいところを申し上げますと、大きい括りの保険料通知関係経費というところで、これが23年度決算で750万円が(24年度予算では)920万円ということで、大きくなっております。その理由でございますが、まず印刷製本費、こちらが若干金額的に70万円程度増えていますが、24年度からコンビニ対応のために、保険料の決定

通知書に伴う納付書なのですが、今まではブック形式で送っておりました。これはコンビニのほうからクレームというか、ブック形式であれば働いている方々が全部を認証してしまって、押してしまって、1回分の保険料しか納付されないんだけど全部やってしまうということで、それをバラにしてほしいという要請がございまして、そのバラバラの部分での納付書を機械的に入れるために、今までは封筒のこの面（短辺）をアドヘアという、ノリが付いた形のもので入れていたんですけども、それを横の長い面に入れて、機械的に入れるという形を今年度からシステムの的に組んでおります。そのため封筒が若干高いものなものですから、その金額が増えているというのと、あと通信運搬費については、先ほども申し上げましたが、割引率を、執行の段階ではかなり適用させて安くしています。ただ、予算を組む段階では、数がまとまるかどうかというのが不確定な部分もありますので、ある程度の余裕を持った予算組みはしております。あと申告書についても同じような理由で、どうしても通信運搬費・郵送費のほうが決算よりも予算のほうが膨らんでいるというような状況でございます。

あと、その他の事務経費ということで、消耗品費が膨らんでおりますが、これについては、市民部としては庶務のほうで一括で消耗品を共同購入しております。その際に、それぞれその年度において予算科目をどこに付けるかというのは一任しておりますので、あと今年度、機構改革もございました。それで、国保年金課につきましては、旧医療助成課から後期高齢者医療担当の職員も来ておまして、職員自体の人数も増えているので、今回はこの部分で、ある程度、事務経費的なものを組んでおります。以上でございます。

(D委員)

そうですね、コンビニ対応の件は了解しました。あと予算ということで、少し余裕を持って組んでおられることも分かりました。それで、最後の事務用品・消耗品のほうに、それは人件費は含まれているんですか。ちょっともう一回説明いただけると有り難いんですが。

(説明者)

実際には、この消耗品については、職員が使うボールペンなり鉛筆なりというような本当にそういう消耗品でございます。それらについての、国保年金課としての職員の母体が大きくなったので、ある程度この部分で組まさせていただいたというのが実態です。

(D委員)

それにしても10倍以上に増えているというのはちょっと不思議なので、それぐらい必要ということですか、補足していただきたいんですが。

(説明者)

あとですね、もう一点は、今年から新たに始める業務、たとえばペイジーだとかですね、ジェネリックの差額通知だとかという業務があります。それらはまず別の予算事項なんですけども、被保険者の方々に一斉にお配りするというのはやはり保険証と、それから決定通知書が一番多いんですが、その際に、別個で送りますと当然郵送費がまた別に掛かるということで、それらのチラシ類も入れるということも考えて、紙代をこの予算で組んでおります。

(D委員)

はい、分かりました。ありがとうございます。

(F委員)

よろしく申し上げます。国民健康保険の収納率を上げるために努力されているということは分かります。大変、私の周りでも、うちは国民健康保険ではないんですけれども、滞納している人が沢山いることは聞いております。その中でですね、私がちょっと気になったのは、予算の中で、臨時の職員さんとか、そちらのほうというのは、時間帯としては普通の勤務ではない、払わない人と言ったらあれなんですけれども、そちらの方のための臨時というか、時間内に収まらないようなもので、臨時の職員さんを雇って、時間外手当みたいなのは掛かるということですか。時間内では収まらないということですか。

(進行役)

すみません、今おっしゃられた意味での職員さんの費用というのは、本事業費の中には含まれていない部分になりまして、次の2コマ目で取り上げる「収納率向上対策経費」のほうで出てまいりますので、よろしく願いいたします。

(F委員)

それとですね、昭和33年からで、たぶん人の性格や考え方も変わっているし時代も変わっているので、払わない人は本当にお金の無い人ではないというのも聞いていましたけれども、そのへんのところは把握して、対応はしているんですか。例えば、時代は変わっているのでやり方も変えていこうとか、ただ納付書で催促するというのではなくて、

違う方向から見るといふか。先ほど、機械が変わってきているとか、コンビニとかそういうのでやっているというのは時代が変わっているということですよね。それは事前に、支払いをしない人たちとか一般の市民の人からの意見とか、そういうどうしたらこういうふうになるかとか、そういう意見を聞く機会というものはあるのでしょうか。一方的にそちらのほうからでしょうか。

(進行役)

滞納されている方への対応というのはまたちょっとこの経費とは別と言いますか、ここでは保険者証の交付ですとか、保険料の決定通知の発行・送付ですとか、要するに保険料を賦課する経費でございます、払わない方への対応というのは次の時間に取り上げるになるものですから、別の質問をしていただければなと思うのですが。

(F 委員)

すみません、わかりました。そうしましたら、経費の中でコピー代が5.5円でカラーコピー代が50円とありますよね。こちらのほうはじゃあ、細かいことなんですけど、うちの会社ではこれくらい掛かっていないもので、そのへんはどうなっているのでしょうか。

(説明者)

複写機の使用料の関係でございます。これにつきましては、資料のほうにも書いてありますが、うちのほうの調達担当課である調度課のほうで業者との一括リース契約、本体を含めた部分の一括のリース契約をして、1枚当たりの単価を出しております。ですので、1枚当たり白黒のコピーだと5円50銭、カラーだと50円という単価設定になっております。

(F 委員)

それは高いと思いますか、普通だと思いますか。

(説明者)

通常は白黒だと10円とかってというような、コンビニ等でもやっておりますので、一応市総体としての金額設定でございますので、決して高いものではないというふうには思っております。

(F 委員)

分かりました。ありがとうございます。

(B 委員)

今の流れでの質問なんですけども、コピー機の賃貸借料金で、契約書に添付してある資料の中で、カラーコピーが1枚50円、あとカラープリント出力1枚につき33円とありますね。ということは、1枚入れることによって83円徴収されるということになりますよね。これってべらぼうに不当な金額じゃないかと思うんですけどどうですか。

(説明者)

カラーコピーのほうは、カラーの、たとえば写真なりを複写した時の1枚当たりの単価設定で、カラープリントはパソコンから出力する、要はカラープリンターと同じなんですけれども、別々のものです。

(B委員)

なるほどね。それと調度課でこの賃貸借契約を締結したと。ただし、各部局がですね、経費を節減するという方向になれば、部局ごとの一つの考え方の競争だと思うんですよ、私はですね。いくら調度課が一括してこの契約に及んだとしても、部局のほうで意見を出してですね、現在はこういう市場だと、だから調度課のほうに意見を上げるとか、そういうようなことは過去に何度かされていますか。

(説明者)

市民部とすればですね、市民対象ということで、かなり対象数が多いです。カラーコピーを使う機会も稀にありますが、カラーでの出力が必要で大量に出力しなければならないものがあれば、カラープリンター、具体的に製品名を出しますとリソーのオルフィスという大きな機械があるんですが、それを独自にリース契約をしておりますで、大量に出す時には、そちらのほうの機械を使ってカラーでの出力というものの経費を節減する形を取っています。

(B委員)

なるほどね。リソーさんと独自にそれを契約したということになってですね、調書の裏側に、担当課による検証の中で、中段以下で「調達担当課において業者の選定と適正な価格設定により調達しているほか」とあるんですけども、「ほか」に当たると思うんですね、これは。選定する際に、適正な価格であるかどうかということと、適正の中にはどういう要素があるかということ、競争の原理を入れるということになると思うんですね。それでないと、不足な業者を選定しているというふうにみなされると思うんですけども、そのへんは、リソーさん一本に絞る前に、いろいろ競合させて、そういうものを最終的に単価を決める前に、そういうような行為というのは行っていますか。

(説明者)

リソーの機種を選定した際は、随意契約で行っております。その理由はですね、ある一定程度の処理枚数をこなせる機械が他社になかった、いくつか選定した中でですね、それは一つございます。

(B委員)

それとですね、職員数の質問なんですけども、調書では職員が8名と。嘱託職員が0になっているんですが、追加資料によりますと職員が6名で嘱託が2名と。これがずれているんですよ。それで調書の職員は、平成23年度で約5,800万円と。730万円くらいの職員費を一人当たり払っているんですけども、賦課業務の具体的な職員さんの職務内容というか、こういうのってどうですか。トータルでは嘱託も入れて8名いるんですけども、一日どれくらいの量を各項目でこなされているんですか。それが例えば8名いてかなり厳しい、ギリギリな状態でやられているのか、あるいはある程度余裕でされているのかってところの、雰囲気の話なんですけどもね、大変申し訳ないと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

(説明者)

まず職員と嘱託の内訳のお話です。前段にご説明いたしましたが、ちょっと説明が足りなかった部分もあったかと思いますが、平成24年度からですね、本庁舎における窓口業務、加入の手続とか脱退の手続をする際の手続についての窓口業務を嘱託化しております。平成23年度までは職員が8名ということなんですけども、平成24年度からは職員6名で2名分を嘱託に振り替えて、嘱託2名ということで、調書のほうにも記載をさせていただいておりますし、追加用の資料の中での人員体制のほうにも6名・2名という記載をさせていただいております。

(B委員)

どうですか。かなり厳しい感じですか。

(説明者)

そうですね、嘱託職員はご存じのとおり、職員の4分の3ということで稼働時間が若干短いということで、嘱託職がない時間帯を職員でまたカバーしなければならないというのと、あと亀田支所ほど来庁者はいらっしゃいませんが、本庁舎ということである程度の業務がある。そのほかですね、各支所で受付しました届出書について、その中で国保のシステムに乗せていくんですけども、その検証業務を本庁舎で一括でやっていると



いうことで、その業務が特別本庁舎にはあるということですので、かなり厳しい状況で、職員にかなり負担は掛かっている状況でございます。

(B委員)

なるほど厳しいと。要するに職員の頭数が少ないということですよ、厳しいということですね。ただ、発想の転換で、民間企業的に考えればですね、8名でぎゅうぎゅうだと、そしたらお一人730万円の職員費を1年で取っているわけですから、ワークシェアリングという考え方で、それを崩して人数にあてると、そうすると職員の行き先が今度大変ですよ。このへんが、市財政の、自治体の今後の課題だと思うんですね。私はそういうふうにもいつも提唱しているんですけども。

あとですね、もう一つ質問ですね。賦課する対象年齢ってあると思うんですよ。たとえば、二十歳以上ですよ、国民年金は。

(説明者)

年金ではなく国保ですね。対象年齢は、あくまでも生まれてから74歳までですね。

(B委員)

すみません、私の認識が甘いなということで、分かりました。まず結構です。

(C委員)

今までいろいろ皆さんが聞いたのでだいぶ分かりました。賦課業務の内容と、それからお仕事の内容もよく分かったんですね。それで、ここで節減といたら要するに人件費と事務経費しかないんだろうと思うんですが、先ほども伺ったとおり、封筒の変更、それからその他のジェネリック医薬品のそれ以降の、一回出したあとにまたいろいろ出すというようなこともよく分かりました。ただ、それ以上に節減していく場合ですが、担当課による評価というところで、先ほど他の委員さんからもおっしゃったと思うんですが、一点聞きたいのは、通知書などの印刷物の調達にあたっては、「業者の選定と適正な価格設定」とございますが、この場合は、印刷に係る業者は、やはり公募とか入札をなさって決めるんでしょうかね、毎回。

(説明者)

印刷物の発注にあたっては、調度課が業者の選定をするためのセクションでございます。私ども原課のほうでは独自には選べません、システム的には。業者はあくまでも調度課のほうにそれぞれの業種での業者登録をしますんで、その中から、見積り合わせなり、金額が高くなると入札というような形で、競争の原理を働かせて、業者を選定し

ております。

(C委員)

その件に関して聞くと、調度課というところで、全部のところの業者選定をするということですか。それぞれの担当課ではなくて。なるほど、分かりました。

あと一点思ったのは、人件費のところ、平成24年度から担当職員が6人で、嘱託さんが2人と、今24年度で予算でこうやってできているんだとしたら、どうして前からやらなかったんだろうかなと思いました。今まで、節減はずっと言われていたんだろうから、24年度でやろうと思ったなら、もっと前からやれば良かったんじゃないでしょうかというのが一つ思いました。以上です。

(説明者)

今の件なんです、行財政改革のプランということで、この受付業務についての嘱託化は平成24年度に設定させていただきましたが、その前段として、様々な業務を、例えば省力化・電算化なり何なりということを進めた中で、平成24年度から受付業務の嘱託化をスタートできる体制を整えてきたということでございます。

たとえば賦課台帳を、今まで紙ベースのものをPDFで読み込んで電算化することで、職員の手間というか業務を省力化させていくところを徐々に徐々に進めて、ようやく窓口業務を嘱託化できる形まで持ってきたというのが実態でございます。

(C委員)

分かりました。

(F委員)

ちょっと聞きたいんですけども、一日どれくらいの人に賦課しているんですか。

(説明者)

賦課業務につきましては、毎年6月に確定賦課ということで、前年の所得に応じた保険料を賦課決定しており、年間の分を、国保であれば10期でお支払いしていただくような形を取っております。ただし、出生・死亡だとかそういうものに伴って異動があれば、その都度、窓口なりに手続、届出を出していただいて、翌月の15日くらいまでには賦課決定した、変更をかけたものをお出しして、その保険料を決定してございます。

件数的なものなんですけれども、たとえば7月の段階でのお話なんですけれども、転入者が158名ほどで、協会けんぽなりの、要は社会保険ですね、そちらのほうに脱退されたのが517名とか、さまざまな要因で転入・転出、要は資格の取得と喪失というのが日

々に行われております。

(F 委員)

ありがとうございます。それとですね、昭和33年からずっとそういう業務をされていると思うんですけども、コンピューターが入りましたよね。その時と前とでは、経費はかなり節約されているのでしょうか。逆に言うと、コンピューターの金額が入るので、経費がかさんでいるのでしょうか。

(説明者)

総的に申し上げますと、今までかかった職員の人件費と、電算での処理委託料などを勘案しますと、当然、電算化したほうが経費的には安くなっていると思います。

(F 委員)

ありがとうございます。

(B 委員)

先ほどですね、私の説明の仕方が悪くて、年齢の話がありましたよね。要するに、被保険者として保険料を徴収するわけですよ。その対象年齢について教えてほしいんですけども。これというのは、年齢は成人になってからの対象というふうになるのでしょうか。というのはですね、中には学生だとかいると思うんですね。たとえば無職の人間だとか。こういうのも対象になっているわけですよ。どうですか、そのへんは。

(説明者)

国保の場合は、生まれてからすぐ保険料というのは発生いたします。というのは、日本の場合は国民皆保険ということで、基本的にはいずれかの保険に加入しなければならない。もっと言いますと、函館市の市民であれば函館市の国保に入らなければならない。ただし、会社の保険に入った場合は適用除外ということで、その方々は国保から抜けるというだけです。

(B 委員)

分かるんですけども、ただ実際問題でね、徴収するというふうになりますよね。賦課して徴収するんですから。そしたら、無職の人間というのは支払不能というふうになりますよね。というのは、次のですね、収納業務にリンクする話なんですけれども、なぜこの賦課業務と収納業務をですね、一体化して物事を考えないんですか。これを別々にしているんですか。掌握する部分でね、だいぶ違ってくると思うんです。請求を出して、この人はいつお金を入れたんだということが一つの部署で、コンピューターも一体化す

れば掌握も早いと、それだけ2部署で分けるよりも1部署でやったほうが効率も良いし、経費も抑えられると思うんですけど、いかがですか。

(説明者)

国保年金課ということで、部署を分けているわけではございません。ですから、賦課・収納・給付、これが大きく保険給付の業務なんですけども、それを一つのシステムで行っておりますし、特に分けているわけではございません。

(B委員)

どうしてまた、今回ですね、予算事項名が分かれているのかということなんですけど。

(説明者)

予算の事項は、あくまでも賦課の業務・収納の業務ということで分けてはいますけども、業務はトータルでございます。

あと前段申し上げていた、その無職の方等の保険料につきましては、要は負担能力のある方、いわゆる世帯主の方々に保険料を賦課しております。ですから、例えば、その方が未成年の方や学生の方の保険料も含めて納めていただくということになっております。

(B委員)

ということは、世帯主もいないで、勤労学生のような方がいたとしますよね。生活費がぎりぎりというような。そういう方の場合はどうなんですか。要するに、条例が基本条例と特例条例があるわけですよね。その特例の中で処理するということですよね。お金のない人からは取れないですよね。

(説明者)

保険料の減免というシステムはございます。

(B委員)

あくまでも減免であって、無償化というのは無いということですね。

(説明者)

そうです。

(B委員)

これは国の、今言ったような法律・政令ですね、これと、市の条例はおそらくリンクしているのが結構あると思うんですけども、市の条例というのは現場主義だと思うんです。内容的にはですね。そういうところで、たとえば函館あたりは結構そういう方が

多いと思うんですよ。このへんの対応、今後の対応というかですね、どんどん徴収率は下がってくると思うんですね。変な話、生活保護者だとか、そういうのもどんどん上がってきていますから。そういう点はどうですか。今後のその体制の、見直しという部分ではないと思いますけども、体制強化というか、それについてどう対応するかというのは、今から予想されたところで、考えられているのでしょうか。

(説明者)

収納の関係につきましては、次の時間の仕分け項目になるものですから、保険料の全体的な部分でのご説明をさせていただきたいんですけども、国保の場合は、所得に応じた所得割、それから一人当たりということの均等割、それから一世帯当たりの平等割、というこの3つの要素で保険料というのは計算されてございます。

所得割は当然所得に応じてですから、一定の料率を掛けて積算します。ただし、一世帯当たり・一人当たりというのは一律の金額になります。ですから、その部分は所得の低い方については、当然納めづらい・納めるのが大変だということになりますので、それは7割・5割・2割の軽減というのを決めております。

(B委員)

最大7割と。

(説明者)

はい。ですから、例えば1年間で保険料を納めていただくのが2万なにがし(円)という金額で、1回当たり2,000円というような金額での保険料算定が最低限のものになりますので、最低その部分は、参加料というわけではないですけども、保険料という仕組みですから、納めていただくというのが国保の仕組みです。

(B委員)

なるほど、勉強になりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

それでは、判定結果の発表を行います。

賦課事務所要経費では「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」

が3票,「現行どおり」が2票, 判定結果は『見直しが必要』となりました。

【委員のコメント紹介は, 結果に記載してあるため省略】

以上で, この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

#### ■2-4-2 収納率向上対策経費についての説明

---

- ・資料に基づき, 市民部国保年金課から説明

---

#### ■2-4-2 収納率向上対策経費についての質疑

---

(E 委員)

函館市の差押え件数は90件ということで, 他都市と比べてもかなり低いと思うんですよ。あと, 収納率を見ても, 他都市と比べれば最下位ということで, 早期対策というよりは, もう改善していかなければならない問題なんじゃないかなということをおのほうでは考えているんですが, 何か担当課のほうで, 増員するだけでなく, どういうふうにやったら収納率が上がるのかとか, シミュレーション的なものを考えていらっしゃるのでしょうか。

(説明者)

シミュレーションということではないんですが, 収納率の向上ということで, この間, 納付環境の, 納めやすい環境の整備ということで, 平成22年にはコンビニでの納付ができるようになりましたし, ペイジーといって口座振替の利用が簡単にということでも, 今年度から実施をしております。差押えについては, ご指摘のとおりまだ他の都市に比べれば少ない状態にありますが, 現在, 昨年度で90件ということですが, 当然, 今年度はさらに件数を増やしていきたいということで, 積極的に財産調査等は行っております。

あと, 率の関係でいきますと, 中にはですね, 社会保険・協会けんぽに加入をされたのに, 国民健康保険の脱退手続をされていない方というのが実は意外にいらっしゃいます。昨年度もそれらの方の調査をいたしまして, 調定で, 短期間ではあったんですが, 1,000万円くらい落ちたという実績がございますので, 今年度については, 10月以降になりますけどもそのへんの強化をしてですね, まず金額を多く集めるということは当然必要ですけれども, 賦課のほうも適正になるような形の取組みをしてですね, 率の向上には努めてまいりたいというふうに考えております。

(E委員)

それはこの80%の中に入っているんですか。

(説明者)

入っています。

(E委員)

入っているとしたら計算値がおかしくないですか。通常であれば、我々企業だと、パーセンテージを出す時に払わなくても良い人までをパーセンテージに入れたら当然下がりますよね。

(説明者)

ここの80%というのは、当然その分の平成23年度の保険料の決算の数字ですので、今後の調査によっては、今24年度ですけれども、23年度のものとかが落ちるという可能性はあるんですが、結局そこは、たとえば社会保険に加入された時に自動的にこちらに連絡がくるというものではないので、お客様のほうから届け出ていただかなければそのへんは把握できないので、実際に届出されたものなどは落とした形での率が80.82%ということです。

(E委員)

ということは、80%の中には入っていないということですよ。だから要は、残り20%の人は滞納しているという形になるということですよ。

(説明者)

その中には、要は届出していない方の調定も残っていますから、先ほど言った二重に加入されている方の調定が残っている場合もありますので、そこをきちんとすべて把握できれば、分母・分子の関係でいくと分母が落ちるので、もしそこがすべて届出されれば、また上がるという可能性はあります。

(E委員)

調定総額というのがありますよね。調定総額は、支払わなくても良い人・二重に支払っている人の分の金額も入っている金額なんですか、今現在は。そうすると、収納額は80%ということは、分母が落ちるのでまだ向上するということですよ。それにしてもですね、何パーセントも上がるようなものなんですかね。

(説明者)

1パーセント、2パーセントという単位では現実には難しいと思います。ただ、やはり





うことになりますので、それらの業務を臨時職員さんとかにやらせるということにはなりませんので、ちょっと大変申し訳ないんですけども、時間外の実態だとか臨時職員の状況については、問合せなどをしてですね、今後把握したいと思います。

(A委員)

分かりました。それとですね、一番下の※印に書かれているんですが、「旭川市および北見市は市税等と収納業務を一元化しているため国保分のみの算出不能」と、「なお、釧路市も H24から一元化のため算出不能」ということで、国保だけじゃなくて市税のほうとも収納業務は一緒にやっているということに関してどう思われるのかということと、函館市ではこういう検討をしているのかということをお教えください。

(説明者)

税ですとか介護保険料ですとか、あと保育料ですね、などの債権徴収部門の一元化は道内でも実施している自治体がございますけども、現状では、当市では税は税、保険料は保険料、介護は介護、という対応になっておまして、ただ、財務部に債権回収対策室というところを平成20年に立ち上げておまして、悪質な滞納者については、債権回収対策室と連携を取りながら滞納処分を進めているということです。現時点ではですね、私どもも体制強化をしながら進めているところなんですけども、一元化がどうなのかというところまでは、正直なところ検討はしていません。ただ、優先度の問題なんかもありまして、税と国保を差押えをしてしまうと、税が基本的には優先ですから、たとえば国保が先に差押えをしても、あとで税が差押えをすると税に全部持って行かれるということもあります。従って、各債権の滞納の状況だとか、取組状況だとかを含めてですね、トータル的には検討していかなければならないものだとおはしておりますが、釧路市さんでも今年からやるということなので、そのあたりは今後、調査・研究の対象としてまいりたいというふうに考えています。

(A委員)

分かりました。最後にちょっと今の補足なんですけど、ホームページで見て私はすごく納得したので、読ませてもらいたいんですけども、釧路市ですね、納税課のホームページというタイトルになっておまして、「釧路市では平成24年度より、公債権の滞納額の縮減や効率的・効果的な徴収を目指すため、市税と国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の徴収一元化を実施することといたします」と。また、「介護保険料・保育料についても、一定条件のもと、重複した滞納ケースに対しても徴収業務を納税課に移管し、

専門の職員が財産の差押え・公売・交付要求など積極的な滞納整理を行ってまいります。納税者の公平・公正を維持すると同時に、釧路市の貴重な財源を確保することを目的とした取組みですので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします」ということで、非常にすーっと、一市民として入ってきたので、ぜひ検討していただきたいと思えます。以上です。

(D委員)

大きく分けて2点お伺いしたいんですけども、収納業務に関する調査研究等および職員の研修啓発等に関する事業、この予算なり決算なりが年度ごとにバラバラで、特に今年予算はそれなりに682,000円ですか、多めに確保されていますけれども、これは具体的にどういったところに使われているのか教えてください。

(説明者)

主に多いのは、各種団体の開催する滞納処分の実務に対する研修です。事前に、毎年開催しているところなどの状況を押さえながら予算要求をさせていただいておりますが、中にはですね、ほとんど前年度と内容が一緒というようなものもありますし、そういうものについてはその年は参加をしないだとかということも考えております。あと、元自治体の徴収業務の経験のある方の実例なんかがあればですね、あと他都市で先進的な、我々がなかなか思い付かないような取組みをしているところなどがあればですね、そこに視察に行かせていただいたりしております。そういうような経費ですので、その年によっては参加したりしなかったりというケースもありますし、視察の場所も1箇所だったり2箇所だったりということもありますので、それらによって多少、その年によって増減するものです。

(D委員)

平成23年度決算および24年度予算について、今おっしゃられたことについての、具体的な数字だとか、参加人員数といったデータは、今ありますでしょうか。

(説明者)

平成23年度ですと、調査ということで、千葉県の柏市と船橋市に調査に行っております。また、研修等ではですね、登別市・札幌市、あと一つ先進地調査ということで、先ほど言ったペイジー、口座振替の関係ですけども、道内で実施しているところが札幌市だけなので、昨年は札幌市に調査ということで行かせていただいておりますし、あと市町村アカデミーという千葉にある研修所なんですけども、そこで開催する約2週間の研

修にも担当の主査を派遣しております。今年度についてもですね、同じように千葉の研修に参加をさせていただきたいと考えておりますし、先月一つ札幌でですね、これまで道内では開催されていなかった徴収事務の研修というのがございましたので、これには今回参加をさせていただいております。あと今後ですね、10月に道内の日高だと思えますけれども、滞納処分に係る研修がありますので、それらにも参加をさせていこうというふうに考えております。

(D委員)

平成24年度予算が、多めに、前年度決算の2倍出しているわけですが、これは何か戦略的なお考えがあつてのことでしょうか。

(説明者)

基本的には各種研修がありますので、できれば先進的なものだとかがあれば、多くの職員を参加させたいというふうに考えております。

(D委員)

この点についてお伺いしたのは、道内6都市の比較で、釧路市さんとか帯広市さんが全然こういった経費をかけていないというのがあります。あと札幌市さんも都市の規模を考えた時には函館市よりかなり少ない数字しか出していないと思うんですけれども、このへんに関して、函館市独自の考え方があるのかなと、ちょっとその点についてお伺いしたいんですけれども。

(説明者)

札幌市さんが少ないというのは、札幌圏で開催されるものが比較的多いので、近郊の方は外勤扱いで参加されているということではないかと思えます。他の都市のところはちょっと把握をしておりませんが、やはり私も全道最下位という状況ですので、これらを脱却するためにより良い方法は一つでも模索をしていきたいということで、良いなという研修があればですね、今後も積極的に参加をさせていきたいというふうに考えております。

(D委員)

はい、この点については了解しました。

あともう一点なんですけれども、臨時的任用通知書の書式について、生年月日の欄に昭和しか書かれていないわけですね。今平成24年ですから、当然平成生まれの方が任用される可能性があると思うんですが、なぜこれが昭和だけに限定されるのか、ちょっと

疑問だったんですけれども。

(説明者)

これは申し訳ございません。たまたま様式として用意したものがこういうことで、現在採用している者でも平成生まれの者がおりますので、そこは昭和に限ったものということではございません。平成のもございます。

(D委員)

平成生まれも任用されているということですね。はい、了解しました。

(F委員)

私からはですね、ペイジーの導入された経費がございますけれども、こちらは平成24年度だけで、次年度からはかからないのでしょうか。

(説明者)

初期投資にかかる経費が実は多くてですね、約440万円という数字ですけども、次年度以降は、基本的にはランニングコストということになりまして、だいたい90万円弱くらいと見込んでいるところです。

(F委員)

ありがとうございます。ペイジーは今年からということで、まだ実績としては出てないと思うんですけれども、どのくらいの効果を見込んでいらっしゃるのでしょうか。

(説明者)

口座振替の拡大のキャンペーンなんかも含めて、今後の戦略としてどんなことをやっていこうかというのは検討中でして、今の時点では20、30件くらいは、何もしなくても言えば悪いですけども、窓口で手続に来られた際にですね、口座振替を利用していただけませんかという中で、お申し込みがありますけども、正直な話を申し上げますと、例えば自宅に行っていきなりキャッシュカードをというふうになると、これはまたいろいろと疑問を持たれる方もあるかと思いますので、口座振替の拡大キャンペーンなども含めて、先ほどの繰り返しになりますけども、どういう手法がより効果的なのかということ、改めて検討していきたいというふうに考えております。

(F委員)

たとえば一般の企業が考えることなんですけれども、口座振替をすると1ヶ月タダになるだとか、そういうサービスというのはあるんですか。

(説明者)

口座振替加入促進業務ということで、実は平成23年度に初めてやったんですが、今年の1月にキャンペーンをやりまして、滞納のない方で新規の申込みをされた方に、抽選でお米券が当たるといふキャンペーンをやりました。例年ですと、だいたい1月ですと40件程度の新規申込みだったんですけども、その月は400件弱ということで、10倍まではいかなかったんですけども、そういう申込みがございましたので、それらも含めてですね、口座振替利用者の拡大に向けて取り組んでいきたいというふうには考えております。

(F 委員)

ありがとうございます。それとですね、滞納されている方の実態の把握というか、そのようなことはどのようにされているんですか。

(説明者)

例えば収入額だとか賦課されている保険料の額などで一定の分析に取り組んでいるところです。ただ、いずれにいたしましても函館市の国保の保険料はやはり非常に厳しい状況にあります。基本的に、納められている方も納められていない方も同じ3割という負担割合で病院にかかっている制度ですので、そういうことも含めてまず納付交渉を進めていながら理解を求めるとともに、悪質な滞納者については厳しい態度で対応させていただくというのが現状です。

(F 委員)

確か滞納者が昼間自宅にいない時には、夜とかに払って下さいと訪問していらっしゃると思うんですけども、行っていますよね。昼間いないから夜行くとか。

(説明者)

現時点では、夜間の訪問というのは、納付交渉ということではやっていません。というのはですね、それよりはまず文書で催告をして、基本的には納めていただく。そして納める意思がないとか、先ほども言いました悪質な滞納者については、法に則って差押えという方向に繋げていかなければ滞納額が減っていきませんので、納付交渉に時間を掛けるというよりは、その処分に向けた取組みということでは考えております。ただですね、臨時職員による電話催告については、勤務時間が決められていますので、臨時職員さんは時間外とはなりませんので、シフトを組んでですね、夜間に電話をするかどうか、休日に電話をするかどうかという事は考えております。

(F 委員)

一般の企業なんかだと例えば収納率を上げるためにノルマというか、一人ずつにノルマというのが課せられていて、それができなければ給料が下げられたりいろんなことがあるんですけども、そういうことってあるんですか。

(説明者)

無いです。というのは、これは非常に難しい話で、地域性によって年金受給者ばかり多い地域ですと収入が少ないと保険料が安いという、件数の問題もあるでしょうけども、額という面ではそういう面もありますし、例えば差押えなんかでいくとですね、実態問題として財産調査をするんですけども、出てこないというケースも現実的にはありますので、ノルマとして個々人に、例えばあなたは今年100件で3,000万円押さえないといふものは設定しておりません。

(F委員)

わかりました。ありがとうございます。

(B委員)

私のほうからは滞納世帯数、人員体制、それと督促関係の経費関係、この3点についてちょっとご質問します。

滞納世帯数が平成23年で12,063件と。それで12,063件を人員体制合計、正規職員が13名・嘱託職員が7名・臨時職員が5名で25名体制で対応するんですけども、一人当たりの割振りが482件というふうになりまして、300日くらいで一人頭持たせると、1.6件しかないんですよ、一日。通常ですね、一人頭1.6人ですが、この人員体制を見ますと、正規職員が13名もいるんですけども、納付相談はわかります、窓口ですからね。あと財産調査。この財産調査権というのは、法曹でなければならぬはずなんです。で、差押え業務も当然委託していると思うんですね。なので、督促・催告関係経費、その他経費というのは、委託経費なんですよ、変な話。ということは、正規職員が13名もここでずらっといる割には、相談窓口しかないんですよ。正直言って、やっていることが。あとは全部丸投げの委託なんですよ、これ。どうですか、それはね、前段の書類くらいは作るかもしれませんが、あとはもう形式上、フォーマット式にどんと法曹にやって、これ頼むみたいなことになると思うんですよ。実際そうじゃないですか。

(説明者)

基本的にはですね、財産調査・差押えは正規職員でやっております。

(B委員)

先ほど銀行口座の中を覗くというお話がありましたけども、たかだか市役所の職員がですね、銀行の窓口に行って、個人の口座を覗けますか。覗けないですよ。

(説明者)

基本的にまず、文書で照会します。有ったといった場合に…。

(B委員)

有ったと言うんですか。

(説明者)

文書で回答がきますから。

(B委員)

本人の承諾を得てね。

(説明者)

いえ、私どもは税と同じで強制執行権がございますので、それに基づいて銀行が回答してきますので、本人の了解とかそういうものは、まるで無いと。

(B委員)

強制執行権と。そうすると、裁判所の許可を得るためにそういうものを行っているということですか。

(説明者)

それはですね、私債権の強制執行権と違いまして、国民健康保険料自体は、地方税法ですとか国税徴収法に基づいて執行権を持っていますので、裁判所とかいうことではなくて、直接執行できるということになっています。

(B委員)

なるほどですね。そうすると、この差押えだとか財産調査は、13名の正規職員さんがやられているということですね。

あとちょっと話は戻りますけども、一日1.6件程度なんですけども、この一日あたりのボリュームというのほどのようにお考えですか。

(説明者)

単純に割り返すとそういう件数になるのかもしれませんが、まず臨時職員は、事務補助の分もありますし、催告のところについてはその約12,000件の内訳として出すことはできないんですが、重複もありますので、基本的に初期末納時ということで、納め忘れだとか、滞納者になり始めだとかの時点での電話催告を臨時職員にはやらせるというこ

とにしております。要は、滞納額が膨らんで、電話催告だとかこちらのほうで文書による催告などを行うんですけども、それらに応じてこない者については、職員の手による財産調査・差押えというような流れになりますので、この13名のうちに口座振替に関係する職員だとかもおりますので、実質、一人頭の件数としては1.何件ということではないですし、一人あたりでいけば数千単位の持ち分を持っているということになります

(B委員)

数千単位、一人頭ですか。一人あたり数千単位を持っていて、一人でこなせますか。そういうことではないですよ。

(説明者)

そこは言われ方の問題もあるんでしょうけども、同じ話の繰り返しにもなりますが、こういう危機的状況ですので、それらの中から優先的に悪質なものだとかを選んでいきながらですね、対応していております。

(B委員)

希望なんですけどね、こういう資料を出す時には、そういう段階別な数字も入れてもらいたかったですね。滞納世帯数が漠然と12,000件だと。だからこういう質問になるんです。この中身をね、強弱をランクごとに出してもらいたかったですね。まずはわかりました、以上です。

(C委員)

収納率向上対策経費と言いつつ、なかなか中身はとて、やるほうにとってはかなり厳しい業務の費用だなど思いながら聞いていました。市民目線で言わせていただければ、本当に低迷している経済環境、特に不景気と言われる函館市で、若年雇用者など所得が低い人たちが非常に多いと言われる函館市、その中でも国民健康保険料の未払い分が多いというのもよく新聞を賑わすところであるとは思うんですけども、その中でやる分において、この道内6都市比較というところで見れば、やはり似ている釧路市が同じような形になっているなどと思いつつ、他が、旭川市なり北見市なり収納パーセンテージは上がっているわけですね。なぜ上がっているんだろうなというのを私なんかが見るに及んでは、差押え件数が多いから上がっているんだなど、そしてこのへんは税との一元化、そういうことで上がっているんだなどということが感じられるところです。そうすると、きっと函館市はまだそのへんは寛容なのでしょうか、というところをちょっと感じました。これから人数を増やして、きっとそのへんも厳しくなさるだろうと、悪質な滞納



者をこれから払っていただくようにしていただくんだらうなと思いました。差押えをどんどんやれとは言えないんですけども、そのへんの調査をきちんと、生活環境調査と言うんでしょうか、そういうものをやはりこれからきつと強化していかなければならないんだらうと思います。

それと、先ほど他の委員さんがおっしゃった研修費ですね、他のところはやはり多くはなっていないわけですが、函館市はこのところ大変お金をかけていて、これからの意気込みを感じる数字ではあるんですが、この際、やはり似たような都市を比べてみるのが一番良いのではないかと思うんですね。ここに、釧路市も平成24年から一元化になってきているということなので、たくさん経費をかけないで、そのところ、ぜひ一元化というところを研修なさってきて、内容を聞きたいくらいのような気がいたします。あちこち行っても収納パーセンテージが上がらないよりは、非常に少ないお金で効力を発揮しているところを探して、そちらのほうに伺ったほうが良いと思います。函館市として一元化に対してこれから調査・研修したいというご意志はありますか。

(説明者)

一元化については、今回釧路市さんなんかが始めるということで、実は釧路市さんと函館市は比較的収納率が下のほうで争っているような状況で、港町という特性なんかもありますので、当然今回の一元化に至った経過だとかを確認させていただきたいと思えますし、すでに実施されているところなんかについても調べてまいりたいというふうには考えております。特にですね、国保の状況からいきますと、もともとは自営業者を対象にした健康保険であったものが、今はどちらかというと、特に函館市なんかは強いんですけども、失業された方とか無職の方とかがって割合が高くなってきて、結果的に納付が難しいということも相まってですね、収納率が低迷しているということもあるかと思うんです。そういうことなんかも含めてですね、当然そういう方については税だとか、お子さんがいる方であればもしかしたら保育料ということなんかもあるかもしれませんので、そういう面では一元化というのは、滞納されている方を把握すると、他の債権も含めて、市の債権がどれくらい滞納されているかということ把握するという意味からしても、有効なものだとは考えますけども、逆にそれによるデメリットもあると考えられますので、それらを含めてですね、今後調査をしてまいりたいというふうにも、もし有効なところがあればそういうところの調査、場合によっては視察ということも考えていきたいというふうに思います。いずれにしても、まず収納率を、払っている方にと

っては不公平感もありますので、そのへんはできるだけ早く解消していくよう努力してまいりたいというふうに考えております。

(E委員)

滞納世帯数は12,063件ということで、いろいろ調査されてるようですが、ざっばくで良いんですけど、約12,000世帯数のうち、どれくらいがその市役所さんのほうで悪質な滞納者だと認識されている数字なのでしょう。

(説明者)

約12,000件のうち、恒常的と言いますか、何年間かにまたがっている滞納者が約10,000世帯ありますので、まずそこが一義的には悪質な滞納者という括りかなと思います。

(E委員)

そうすると80%以上が、支払える能力があるのに支払わないよと。

(説明者)

ただ、そこには、所得の状況だとか財産が有る無いということもありますので、まず払う・払わないという意志の面からいくと、まず年度をまたいで納めていない方ということになりますけれども、今度はその中から財産のある方を調べていって、財産のある方については優先的に滞納処分をしていっているということです。

(E委員)

なるほど、わかりました。ありがとうございます。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

それでは、判定結果の発表を行います。

収納率向上対策経費では、「制度の抜本的な見直し」が3票、「実施内容や手法の改善」が3票であったため、判定結果は『見直しが必要』となりました。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

### ■2-4-3 資源回収促進費についての説明

---

- ・資料に基づき、環境部環境推進課から説明

---

### ■2-4-3 資源回収促進費についての質疑

---

(E委員)

お金の流れについてちょっと教えていただきたいのですが、集団資源回収団体ということで、町会、学校、老人クラブ等ですが、こちらに一般家庭の方などが新聞や空き瓶だとかを持ってきてくださると。その集団資源回収団体から、今度資源回収業者のほうに回収した資源物を引渡した時に、売却代金が発生していますよね。

また、この集団資源回収団体には、函館市の方からも「奨励金」ということで、キロ単価というのですかね、それで支払われています。さらには、同じく函館市のほうから、資源回収業者に対しても「謝礼金」として、集めたもののお金が支払われていると。これ、一緒にすることはできないんでしょうかね。

(説明者)

一緒と申しますと。

(E委員)

このお金の流れからいくと、まず謝礼金は函館市から資源回収業者に支払われますが、その資源回収業者から今度は町会などの集団資源回収団体へ「売却代金の支払い」ということが発生しておりますので、結局お金が全てそういった資源回収団体に入るということになっていませんか。

(説明者)

いいえ、今参考資料の方の、集団資源回収の概要の方をごらんになっていると思うんですけども、今委員がおっしゃるとおり、一般家庭の方が、集団資源回収団体の方に、新聞等の資源物をまず排出されます。それを一定程度集まった部分で、集団資源回収団体が、資源回収業者の方に資源物を引渡しすると。それに伴いまして、標準的な単価で資源回収業者から、集団資源回収団体に売却代金が支払われることになります。そしてこれが6か月締めになるのですが、それぞれそういう行為がなされた時にですね、双方が集団資源回収団体と、資源回収業者の方で、確認印を押した回収量の実績報告というものが函館市に対して提出されます。そしてそれを受けて、担当部局の方で資源回収団

体の方につきましては、住民の方の資源物を集約して引き渡した量に応じて、奨励金を支払うと。そして資源回収業者の方には謝礼金という形でお支払いをする。支払い対象となる品目は限定されておりますけれども、それぞれイコールではないということで、その謝礼金そのものを即資源回収業者が集団資源回収団体に売却代金として支払うということは、中身が違うかなと思います。

(E委員)

なるほど、わかりました。それからですね、資源回収業者さんは、古新聞だとかは古紙回収問屋さんの方に、びんの方は、そちらの問屋さんにとということで、出していると思うんですけど、このときに金銭のやり取りは発生するんですか。要は、問屋さんの方に売っているという形ですか。

(説明者)

形としましては、当然経済行為ですので、各問屋に卸すときには売却ということになります。中にはですね、今の市況から言って、結果的に無償でなければ引き取られない部分、そういうのが集団資源回収団体と資源回収業者との間でもそうなんですけれども、全ての資源物に値がついている状況には残念ながらなっていないというのが現状です。

(E委員)

はい、わかりました。

(A委員)

民間業者にこういった資源回収を委託する、いわゆる行政回収とした場合には1億4千万円の費用がかかるのに対して、今の制度を使った方が6千万円で済むんだというご説明をされていますけれども、これだけ金額が違ってくるのはどういうところだと思われますか。

(説明者)

結果的に市の方で行政回収という形にしますと、今積算のもとになっているのは、委託業者を使った場合の運搬収集代金のトン当たりの単価を使っての積算なんです。もちろんその中には、収集のための車両費ですとか、人工の部分ですとか、いろいろな部分がかかっているという形になります。また厳密に言いますと、それを収集運搬して一定程度貯まるまで保管しなければなりませんので、保管費用というものも反映されると。それらの部分は試算ではありますけれども、平成22年度ベースで市が通常の燃や

せるごみ、燃やせないごみ等について行っている運搬収集のトン当たりの単価、処理原価という形で求めたものと、実際に今、市が支払っている集団資源回収の部分との差額という形で出してあります。集団資源回収のほうは住民のみなさまが、自らの手で町会さんの方に集約して、その分別も町会さんの方でなさって、そしてそれら整理されたものを業者が直接相対で取引するというので、そういった意味で非常にコストカットの面が、反映されているのかなと思います。

(A委員)

やっていることが一緒でも、運営している団体の性質が違うのでということですか。

(説明者)

先程言いました1億4千万円の行政回収費用というのは、あくまでもこれらのものを市が委託業者を使ってやった場合というのを想定しての経費積算ですので、今現実には、函館市の場合、これらの新聞、雑誌、紙パック等については資源物としての分別収集は行っておりませんので、地域のみなさんのご理解を得ながら、集団資源回収が行われているということが、大きな割合を占めているということでございます。

(A委員)

大した意味はないのかもしれませんが、それぞれの団体に支出している金額の名称が「奨励金」と「謝礼金」に区別されているのには何か意味があるのかということと、あと、それらの支給単価は他の自治体に比べて多いとか、少ないとかはあまり無いと思うんですが、この支給単価としている根拠があれば教えてもらいたい。

(説明者)

名称なんですけれども、奨励金、謝礼金という言い方をしていますけれども、市の支出科目からいえば、どちらも報償費ということで性質は同じなんですけれども、あえて言いますと、奨励金という意味は自主的に町会さんとかが行っている集団資源回収という運動を更に推し進めるために奨励すると言う意味での奨励金という名前になっていると思います。資源回収業者さんの方は、冒頭に申しましたとおり、安定的な集団資源回収物の引受けの枠組みを維持するために協力願っていると、そういう協力費的な意味合いから、謝礼金という名称が使われてきたのかなとは思いますが。

それと、単価につきましては、市況と財政状況によりまして、今まで色々と動いてきた経過はございますけれども、一定程度市況が上がったときからだんだんと下がって、現行にふさわしいものということで、調整した結果で今の単価に落ち着いてきていると

いうような理解でおります。

(A委員)

回収業者さんの方なのですが、現在ある23業者について、大体でいいんですけれども、個人営業であるとか、従業員2、3人くらいの零細企業であるとか、そういった規模的なことはわかるでしょうか。

(説明者)

会社の形態といたしますと、いわゆる個人商店といいますか、個人事業主から、有限会社のところ、株式会社のところ、あるいは株式会社の函館営業所あるいは支店という形態はそれぞれありますけれども、一般的には規模から言うと中小あるいは零細な規模が多いと伺っております。

(A委員)

道内他都市の回収業者への支給単価を見ますと、必ずしも全ての道内他都市で実施されているわけではないようですが、このあたりの状況をどのように捉えておりますでしょうか。

(説明者)

おっしゃるとおり、集団資源回収団体に対してはほとんどの市で出しているのに対して、業者さんの方への謝礼金はそれぞれの都市で行われている訳ではないという現状でございまして、それぞれ安定的な集団資源回収団体への引き受け制度というものを維持するための状況というのが各地域によってそれぞれの状況の差が出ているのかなと思います。過去になりますけれども資源物の市場が不安定だった時期には、出ていたというふうには伺っていて、函館あるいは大都市なんかでこういった部分が進められていると聞いておりますけれども、それぞれいろいろ他都市の業者さんの部分、あるいはそれぞれのマーケット、市況の状況によってですね、差が出ているものと考えております。

(A委員)

そうすると、今聞いたことを整理しますと、今のやっている枠組みですと、ごみの量の抑制にもなるし、経費的にも非常に安価でできますよと。だから、市としてはこの制度を維持したいけど、そうすることによって、回収業者さんの方では、以前は全てやって相当な報酬を得ていたけれども、それが減ってその分、そういった意味合いもあって、謝礼金を払ってますよというそういう意味合いもあるんでしょうか。

(説明者)

いわゆる古紙回収ですとか、普通に回る業者さんもいるんですけども、そういった業者さんの方は、紙の相場ですとか金属の部分ですとかは例えば外国との為替の問題ですとか、あるいは海外等、国内等の需給などによってかなり単価が不安定になっておりまして、そういったものがいわばその、需要が高まればあるけれども、逆に需要があまり高まらない場合には、回る方がかえって経費がかかるということで、なかなか回らなくなってしまうと、資源物の回収として滞る状態、あるいは市況が下がりすぎて実際問題、引き受けができない状態というのが過去にもあったと聞いておりまして、現在の市況も既に留意していかなければならない状況、そういった意味で、安定的な引き受けの制度を集団資源回収団体さんと、業者さんの中できちんと今後とも枠組みとして維持するために、支給単価というのは先程申しましたとおり、適宜見直しをしているものでございますし、こういった部分の枠組みを維持する必要があるものと考えております。また、先程お話ししましたとおり、全ての回収物に対して、謝礼金を払っているのではなくて、そういう意味では謝礼金を払っているというものは、ある程度市況に応じた限られたものというふうにご理解いただければよろしいかと思います。

(A委員)

ありがとうございました。

(D委員)

まず、行政による回収を行った場合と、民間業者に回収させる場合の比較というか、試算を出してくださいとお願いしたんですけども、市の負担額約1億4千万円というのは業者さんに支払うお金ということになるんでしょうけれども、集団資源回収であれば6千万円ということで、この差額の8千万円ですね。これは車両に関する費用だとか、他に何よりも人的コストですね、そういったものまで町会とか学校などにおっかぶせている、という表現はちょっと良くないですけど、そういったことでは試算として比較するには不公平であって、経済学的に考えてどちらが効率的かということは、この数字からでは全くわからないと思うんですけど、その点についていかがでしょうか。

(説明者)

おっかぶせているという表現はいかがかと思うのは、この集団資源促進費によりまして、地域の身近な団体を通じて身近な行動としてもそういう資源物の市民意識が高まっているわけですし、またそれは波及効果かもしれませんが、こういうコミュニティー団体に対する一定の報償費がまたそれぞれの団体の活動のための資金として運用されてい

る部分というのにも否めないと思います。そもそも資源物、ゴミですとか排出抑制という趣旨は、行政のみが行うことではなくて、広く住民の方々にライフスタイルの面からいろいろ考えていただかなければならない部分だと思ひまして、そういった面での一つの大きなインセンティブをつける意味での事業として考えております。行政経費との比較というのは確かに効率という部分、あと実際に市が行っている事業との比較ということで試算して出しておりますけれども、その分もありますけれども、集団資源回収促進費の意味とすれば、住民のみなさまに対する資源回収の普及促進という面も大きいものだと考えております。

(D委員)

私自身が経済学の専門ですので、そういったお答えが返ってくるかなと思っていたのですが、あくまでも経済学の次元で言うと、例えばこれは8千万円町会だとか学校等がおつかぶせるという表現が妥当でないならば、目に見えない税として負担しているんですから、経済学的に言えば、排出者が本来負担すべきコストを町会だとか、業者が負担していることになって、そういった意味では市場メカニズムから考えれば、必ずしも排出抑制には至らないものではないかという、これ私の感想ですね。

もう1点、例えばこれはちらっと聞いた話ですけども、例えば空き缶とかを普通のごみ収集に出すのではなくて、学校とか町会とかの運営費に回るということで、わざわざ町会の方に資源回収として出すと。そういった場合においては特に資源を減らそうといったインセンティブは働かない可能性があり、これは函館市の話ではなくて、私の子ども時代の経験ですけども、そういったPTAとかの学校の方からノルマが来て、牛乳パックをいっぱい出せと、おたくは10袋分出せとということで、一生懸命牛乳を飲んだという経験もあり、どう考えても私専門経済学なんですけど、逆のインセンティブにはなっても、そういった必ずしも減らせる方向にはいかないんじゃないかなということもあり、あえて経済学的次元から質問しました。

それともう1点、自分の住んでいる町会の話ですけども、この参考資料等見ると、一般家庭から、集団資源の回収団体のほうにいわゆる資源物ですね、ごみというか資源となるようなものを持っていくというイメージなんですけれども、実際には私の住んでいるところに限ってなのかもしれませんが、業者の車が実際に家の前の資源物を回収していると。確かに、業者の車を借りていたのかもしれないですけども、普通のトラックが2台、もう1つは業者がもっている普通のごみ収集車ですね、ごみ収集車がくっつい



て3台連ねてごみを収集して回っていました。ですから、これはどう考えても、普通のごみ収集と風景としては全く変わらない訳ですね。その点について、実態の把握はどうなっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

(説明者)

今、委員のお話のとおり、各集団資源回収団体は原則的には拠点回収といいますか、そういったものを集約して、業者に引き渡すというのが一般かと思うんですけども、中には、集団資源回収団体さんと集団回収業者さんとの間で話をして、今言われたように、路線収集的な実態があるということもこちらの方も聞いてはおります。ただ、その場合もですね、その町会さんなどの団体において、いついつにそういったものの回収をするということの広報ですとか、あるいはきちっとそういうものが抜き取りなく行われているかどうかのパトロール業務ですとか、一定の集団資源回収団体さんにおける役務が生じているということも聞いておりますので、そういった形からすると集団資源回収ということの大きな意味での趣旨は維持されているのかなというようには考えております。

(D委員)

大きな意味での趣旨とおっしゃられましたが、それでは教育的効果は全くないと。要するに出す側にとって、業者に直接出そうが、その業者がなんとか町会の回収業務ですと出回ってくるのと全く同じな訳ですから、そういったところにも要するに報奨金とかそういったものを出されるという訳で、そういった団体、私が今言ったような例について、どれだけの割合でこういったものが行われているのか、把握はありますでしょうか。

(説明者)

直接的にそのような形での回収がどれだけの割合で、どれだけの量かということは私どものほうでは、直接的には把握しておりません。

(D委員)

となると、町会だとかPTAだとかがこういった形で回収しているかという、実態調査というのはどれだけ詳細にされているのでしょうか。

(説明者)

それぞれの団体において、どれだけの量でどれだけの物がというのは、実績報告が出ているということと、あと大ざっぱな掴みなんですけれども、今言われたような路線回収による部分については、だいたい3割強くらいになっていると聞いております。

(D委員)

そうなる、回収量の実績報告は受ける。あとはそういった回収方法でも報告を受けられるかもしれませんが、あまり把握されていないというイメージを受けるんですが、そこだけ抜き打ち調査ですとかは行われているのでしょうか。

(説明者)

すいません、私の説明が足りなくて。まず、双方で出している引き受け量は双方の確認を得た上で、きちっと市の方に報告は出されております。奨励金の支払いの基礎となっているものです。回収方法についてもこちらのほうにどういった方法か、あるいは両方併用かという届出といたしますか、通知はされております。

(D委員)

双方ということは、集団資源回収団体と資源回収業者という意味での双方ですか。

(説明者)

そういう意味です。

(D委員)

本来であれば、それは両方とも水増しして、双方が口裏合わせをして、ま、そんなことは無いと思いますよ、ただ可能性としては理論上ありますから、本当であれば3方であればいけないと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

(説明者)

おっしゃるとおり、不正防止の方策という面で、もちろん、水増しをしますと例えば業者から支払う売却代金自体も上げなければならないという部分もあると思いますが、おっしゃるとおりそこに、例えば市が介在して、3者確認という形が一番望ましいかとは思いますが、広範囲において行っている確認業務について、なかなか市のほうで全ての場合について立ち会うというのは、実質的には難しいかなと。おっしゃるとおり、そういった部分が適正にされているかどうか、適宜、抜き打ちという形、どういうような形になるとしても、検証していかなければならないと考えております。

(D委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。

(F委員)

資源回収促進費ということで、内容はよくわかりましたけれども、この他に何かやっていることは。市民に対して啓蒙活動のようなことはなさっていらっしゃるのでしょうか。

か。

(説明者)

今回の予算事項で申し上げますと、資源回収促進費ということで、主な事業がこの集団回収になっていることをご説明いたしました。環境部における事業といたしますと、他にも例えばいろいろな資源化に関する街頭キャンペーンや子ども達を通しての環境教育のための講座ですとか、そのように広く周知の部分については行っている。また、各戸にも分別マニュアル等、分ければ資源、出せばゴミというようなもので、資源物を回収することが、減量化、再資源化につながるということも広く広報させていただいているところでございます。

(F委員)

ありがとうございます。この事業は昭和56年度からやられているようなんですけれども、今平成24年ですから、当時よりはずっと市民のごみに対する考え方も高まってきていると思うのですが、やはりこの事業費のほとんど、5千万円近い金額は奨励金と謝礼金が主な内訳だと思うんですけれども、この奨励金と謝礼金を払わなければ、これが無ければ、やはり市民は自発的にごみを回収しないと思われませんか。

(説明者)

奨励金がなければ、資源物が全く出ないで全部がごみになるかどうかというところは、判断難しいと思いますけれども、先程申しましたとおり、集団資源回収を行うそれぞれの町会あるいは子ども会、老人クラブ等についての一定のインセンティブになって、それぞれのコミュニティー活動の部分での一助になっているという部分はあるかとは思いますが。

(F委員)

ありがとうございます。たぶん町会の方達は色々なことにお金を使われていると思うんです。ただ、今ボランティアとかそういう意識も市民のみなさん、すごく高まってきていると思いますし、やはり大事な市民の税金を使う事業ですので、その辺のところは市民のみなさんにも理解していただけるんじゃないかという考えもありまして、今の意見を述べさせていただきました。

それと職員さんのほうの人員費、これも説明していただきたいのですが、743万4千円、これはどういうものですか。

(説明者)

これは、この事業実施に関わる部分の主査職、担当職、合わせて人工計算しますと1人工相当ということで計算しておりまして、先程申しましたそれぞれ双方の団体との連携、連絡調整、あるいは奨励金、謝礼金等の支出、あるいは確認行為、その他様々な事務を行うのに必要な人工相当ということで分析しておりますので、その部分がここに計上されております。

(F 委員)

ありがとうございます。

(C 委員)

資源回収促進費、事業費5千万円ということで、まず分ければ資源、そのまま出せばごみということで、始まったんでしょうけれども、私自身これをそのまま自分の家庭で考えると、家の前に出すに当たっては、同じなんですよ。ごみであろうと、資源と言われるものであろうと。それぞれの家庭は同じように分別して出す、これはもう時代の流れで、やって当たり前のことになったわけです。それと他の委員さんもおっしゃっていたように、この事業費そのものが謝礼金と奨励金という、いわゆる報償費というものでほとんど占められていること自体がなにか時代に合わないなと思いつつ聞いていました。私などが町会に出すと、年度の終わりに何枚かのポリ袋を持ってくるシステムで我が町会はなってるんですけども、かといって、それだけのために5千万円を使っていいのかなという感想はあります。

それと、昭和56年にこの事業を開始したということで、そのときの経緯ってどうですか。もしわかれば教えてください。それと、資料にある「はこだての街をきれいにする市民運動協議会」という会がありますけれども、この辺の関係についてもお聞かせくださればと思います。

(説明者)

まず、はこだての街をきれいにする市民運動協議会の役割について先にお話させていただきます。集団資源回収につきましては、もともと函館市資源回収推進協議会というものがありまして、町会さんとか自治会さんの自主的な取り組みを行うために、資源回収業者さんとの間で標準的な取引価格、そういったものを協議、整理していたものです。その中で、情報交換や情報共有をしながら、効率的な活動をするということだったんですけども、別途昭和47年にできました朝の一掃き運動を提唱するなど、清潔なまちづくり運動を進めるための、はこだての街をきれいにする市民運動協議会、これをです

ね、内容的に統合したものでありまして、従来の函館市資源回収推進協議会の役割を今は市民運動協議会のほうで行っていると。ですから、今申しました標準的な買い取り価格、支給単価あるいは団体間での情報共有のための組織として、これが機能しているという形になります。

それと、昭和56年の時の経緯は今、手持ちに詳しい資料は無いんですけど、おそらく当時、資源の再利用とごみの減量というのが大きな政策目標としてクローズアップされた時期でして、まだ当時はごみの分別、資源回収等についての住民の方の理解というのもまだまだ進まない状況、先程も申しましたとおり、通常のごみにおける資源物の混入率も高かった時期と思われまますので、そういったものを地域ぐるみの運動として、推進、奨励するための制度発足というふうに伺っております。

(C委員)

ありがとうございます。私は主婦ですから、5千万円使ってこの事業をやったださるならば、ごみの袋を無料で配ってくださるほうが家庭としてはありがたいような気もするんですけども、先程それぞれのコミュニティー活動としてのモチベーションを上げるためにそういう奨励金なり、謝礼金を発生させてやっていくということはあるにしても、もうそこは、市民のモラル意識を上げる方が大事で、この事業がないからと言って、ごみだらけになる函館市であれば、それ自体が、問題であると私は思うんですね。ですから、とつても函館市、経済状況が大変で5千万円、これがなくなったら5千万円プラスになるんだと思ったら、市民の中には、じゃあいいんじゃないと。確かに行政回収でやると、お金が1億4千万円かかるんだから、その部分を6千万でやってくれるんだから、8千万円分経費節減になっているというご説明は先程ありましたけれども、でも、5千万円かけてやるよりは、それだったらほんとに、ごみ袋を無料でくれたほうが有り難い。それとやっぱり、市民のそういうリサイクルに関しても、エコに関しても意識がこれだけ上がってるんですから、特にそういうお金をあげることによって、市民のモラルを上げるといったことをする必要性はあまり感じないですね。ですからそのところを市民にアンケートをとるなり、市民意識をきちんと把握するようなことはやられてもいいのではないのでしょうか。そういうお考えとかはないですか。

(説明者)

委員がおっしゃる意味というのは、集団資源回収自体がもういらぬのではないかとということか、それとも、集団資源回収はするのは結構だけれども、行政側として、イン

センチブとしての奨励金はもう不要ではないかというご意見なんではないでしょうか。

(C委員)

どちらもあるかもしれませんね。それぞれの市民がきちんとごみの始末をするんだということを意識して、行政としてもごみの回収業務がある訳だから、それにお金を払ってごみ袋を出しているわけですから、それをやっていただく、普通のやり方でいいのではないかなという感覚があります。それを1回市民に問うてみてもいいのではないかなと思いますが、そういう意識にはやっぱりないでしょうか。

(説明者)

市民のリサイクルに対する意識や分別に対する考え方については、環境部の方で定期的に行っております市民アンケート等の項目になっておりまして、一定程度向上はされていると思います。もちろん100%とはまいませんけれども。ただ、おっしゃる部分で言いますと、先程集団資源回収ではなくて行政回収となりますとそれを資源ごみとして新たな項目として分別収集するためのコストの問題が生ずる。あるいは、集団資源回収団体が純粋なボランティアとしてそういう奨励金なしで色んなことを行うだけの素地があるかどうかということが課題になる部分かと思います。委員のおっしゃる意味もわかりますけど、当然委員の皆様は非常に分別とか、資源に対する認識が高いということなんで、それがまだまだ全市民的にはなかなか、高くなってきてるとはいえ、さらに引き上げていかないといけない部分、啓発していかねばならない部分があるなど私自身は感じてますので、その辺の部分も合わせて考慮していきたいと思います。

(E委員)

集団資源回収量の推移の表で、回収品目ですね、きれいに分けていただいているので見やすくいいのですが、単位は全て kg ですよ。同じ量にすると、比重の関係だと思のですが、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、びん、スチール缶、その他の金属、服、プラスチック、木箱ということで、同じ量を集めるとしたら、金属が一番重たくなるはずなんです。当然その次には、スチール缶、びん、一番軽くなるはずの、紙類、段ボール類がキロ数として多いのですが、資源回収業者への謝礼金の支給単価として設定されているのが、新聞、雑誌、段ボールだけなんです。これは回収業者が謝礼金ありきという考えで見た場合に、1番多く集めたがるのは、当然新聞、雑誌、段ボールだと思います。この数字がそのまま出てきているのではないのでしょうか。この数字とこの表を見る限りでは、私の意見は、市からの謝礼金ありきの考えで、新聞、雑誌、段ボ

ールだけを多めに集めてるというんじゃないでしょうかね。

(説明者)

それは、動機がそうなのか、結果がそうなのか、というのはわかりかねると思うんですけれども、おっしゃる意味は要するに、比重の問題で、かさばる部分とそうでない部分ということでしょうか。

(E委員)

そうですね。かさばるものが本来は一番多いキロ数になるはずが、実は、段ボール、雑誌、新聞だけであれば、回収業者は謝礼金の支給があるものだけを多めに集めているのではないかな。というふうになると思うんですよ。

(説明者)

多めに集めるというか、逆に言いますと集団資源回収団体が集めたものを、業者が引き受けるシステムなんですけれども。

(E委員)

ということは、業者は集団資源回収団体に新聞、雑誌、段ボールを多く集めていただけるとそのぶん支給金が上がりますよという指導をすればいいだけの話ですよ、やり方としては。市から全部の品目に謝礼金が同じように出ているのであれば、おそらく金属類が一番多くなるはずなんですけれども、金属は市からの謝礼金がないので、少なくなるんじゃないのかなと私は見るんですが。

(説明者)

ちょっとその業者の方から、集団資源回収団体のほうにそういう働きかけがあるという前提がなかなか理解しづらいのですが、集団資源回収団体のほうでいろんなものを集めて、それを引き受けるための業者。そしてそれに対しての買い取り標準価格、謝礼金、奨励金があるということで、一般的に町会だとか住民の方々が、資源として回収しやすい部分というのが、新聞、雑誌類になっているとも考えられると思うのですが。

(E委員)

そうするとですね、江別市なんていうのは、びんとスチール缶と金属にも業者へ謝礼金を与えているんですよ。札幌市なんかもびんとか金属類に出されていると思うんですけど、この辺の比較というのはされたことはありますか。

(説明者)

今、他都市の状況でどういった部分がなされているかというのは、この表にあります

とおり，こちらで押さえておりますけれども，今言われたような実際の回収物における量の反映だとか，そういった面では，ちょっと今まで検証したことはございません。

(E委員)

わかりました。

(進行役)

そろそろ，時間となったので，評価に入ります。各委員は，評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

それでは，判定結果の発表を行います。

資源回収促進費では「廃止を検討」が4票，「実施内容や手法の改善」が1票であったため，判定結果は『廃止を検討』となりました。

**【委員のコメント紹介は，結果に記載してあるため省略】**

以上で，この事業に対する事業仕分けを終了します。

---

#### ■2-4-4 民生委員協議会負担金，2-4-5 民生委員活動費についての説明

---

- ・資料に基づき，保健福祉部地域福祉課から説明

---

#### ■2-4-4 民生委員協議会負担金，2-4-5 民生委員活動費についての質疑

---

(E委員)

2点ほど質問させていただきます。まず，民生委員協議会なんですけども，29方面あるということで，これを統合もしくは減らす，そういうことが可能かどうか。それがまず1点です。

あと民生委員の定数が710名ということですが，これを増やす，減らす，あるいは最低どれくらい必要なのか，そういったあたりを検討されたことはあるのか，この2点について教えて下さい。

(説明者)

まず1点目の29協議会を減らすことは可能かどうかと，可能か可能でないかと言われると可能です。ただこの29協議会というのが，冒頭説明いたしましたとおり，世帯割り



や地理的な状況など、そういったことを勘案して現在は29協議会にしているということでございます。

それからこの710名を減らせるか、増やせるかということで、国の基準がありまして、中核市については170～360世帯に一人ということで幅があるんですが、その幅の中で定数は710名としているということございまして、これは全世帯約14万世帯の0.5%程度ですが、増やすかどうかは別にいたしまして、この定数が今の状況に合っているかどうかというのは検討しているところでございます。ただ昔と違いまして、高齢化率が上がる、色んな制度ができる、そういった中で、一人あたりの民生委員さんが抱える役割もけっこう厳しくなっているものですから、一概に数が減ったから人を減らすというふうにはなかなかならない部分もございまして、そのあたりを今検討して、調整しようとしているところでございます。

(E委員)

増やすか減らすかはまだ検討中ということですか。

(説明者)

そこはまだ検討中です。

(E委員)

わかりました。

(A委員)

よろしく申し上げます。私はあまり良くわからない分野なので、初歩的な質問をさせてもらいますけれども、支出の関係で、協議会の参加負担金6,680円ですとか、民生委員活動費の年額74,400円、あと正副会長活動費月額800円～6,520円、こういった支出というのは、協議会ではなくて直接個人に対して支出されているということでしょうか。

(説明者)

まず、民生委員協議会の会議参加負担金6,680円、これにつきましては会長に支払っているという状況で、それと800円～6,520円、これは正副会長にそれぞれ個人に払っているということで、あと74,400円、これも民生委員それぞれ個人に支払っているという状況でございます。

(A委員)

わかりました。それと協議会の決算資料のことでお聞きします。直近である平成23年度の会費収入をみますと、結構幅があって一番少ない28方面で14万円、25方面ですと

111万円だと思うんですが、この会費の内容について教えてください。

(説明者)

それぞれの方面によって会費が違うんですが、それはその方面ごとに考え方がございまして、2万円のところもあれば3万円のところもあります。また、今委員がおっしゃられた28方面は、定数が7名と非常に少ないところですよ。それに対して18方面は定数がかなり多い方面となつてございまして、構成する定数の差によって全体の会費額が変わつてくるというようになってございます。

(A委員)

金額の差は構成する人数の違いということなんですけども、あくまでこれは民生委員個人の方が協議会に支払つて、協議会の収入になっているということなんです。

(説明者)

そうです。

(A委員)

わかりました。それと支出の部のほうなんですけども、金額の大きいところで民連負担金というのと、互助共済費というのがありますけれども、この内容について教えてくださいいただけますか。

(説明者)

民児連への負担金は、冒頭行いました活動費の説明の中で、「若干上乘せをしています」という説明をさせていただいたんですけど、加入が必要な上部団体、函館市民生児童委員連合会、民児連というものがございまして、北海道の市町村民児連を統括する北海道民児連や全国レベルの全民児連というところもございまして、これらの会費等も含めて17,900円、これが一人当たりの負担金として民児連にお支払いをしています。それがここでいう民児連負担金の中身です。これは民生委員一人あたり17,900円なので、先ほど説明した定数に応じて上下がございまして。

次に互助共済費ですが、互助共済費は民生委員が例えば死亡したり、怪我をしたりといった時の、保険のようなかたちで掛けている互助共済制度でございまして、そちらの掛金となっております。

(A委員)

最後に、今の互助共済費の欄には括弧書きの数字が入つていまして、この括弧書きの数字については、負担金充当額(内数)であるという注釈がついていんですが、この

意味について教えてください。

(説明者)

各方面では、民生委員各個人から持ち寄っている会費、それから函館市からの負担金など、色々な財源がある中で、市からの負担金については、何に使ってもいいですよということにはしておりません。例えば、極端な例ですが、自分達の飲食代などに使っていただいていると困ります。ですからある程度、民生委員の活動に、本務に使って下さいと指定をさせていただきます。この市からの負担金は、平均しますと1方面あたり23万6千円ということになっておりますが、その使い道といいますか、この括弧内の金額がそうなんですけど、どこにどれだけ充当しているか、それをお示ししたものでございます。

(A委員)

ありがとうございました。

(D委員)

よろしく申し上げます。私も平成23年度の各民生児童委員協議会決算のほうを色々と拝見しているんですけども、その他諸経費中の例えばその他のところで、退任記念品だとか写真焼増しというのがちょっとよくわからないんですけど、そういったところで例えば第3方面の中では53,715円の支出があつて、そこに市からの負担金が40,436円入っているというふうに見えるんですけども。あと例えば第2方面では会議費の中の食糧費ですが、茶菓子代などとなっており、約20万円の支出がありますが、それにも市からのお金が3万円入っていますし、13方面にいたっては、人数が多いのかもしれませんが同じ項目で約30万円の支出となっており、それに市からの負担金が2万円。あとちょっとおやっと思ったのが、研究協議費について第20方面の中で、講師謝礼金が3万4千円となっておりますが、例えば講師の場合、どんな講師でどういった種類の話なのかよくわかりませんが、例えば市内の大学教員がどこかに非常勤講師に行くと、1ヶ月だいたい2万円位しかもらえないはずなんですけれども、それから考えると3万4千円って結構多いなというふうに感じたんですけども、この辺「活動費」ということで払っているんでその使い道っていうのはあんまり介入できないのかもしれませんが、こういった点について情報とか見解などございましたら教えてください。

(説明者)

食糧費につきましては、会議に参加する場合の茶菓子代程度は認めてございます。従いまして、先ほど委員がおっしゃったように例えば第2方面の3万円、これが市からの負

担金を使っていますよという額なのですが、残りの約16万円については例えば何かの交流会かもしれませんし、ちょっとそこまで詳細な中身は把握してございませんが、この3万円については会議の茶菓子代程度であるというように報告を受けてございます。

そしてその他の金額でございますが、例えば第3方面の4万円、こちら中身は退任記念品として、例えば亡くなったり、ご病気で途中で退任される方というのがいらっしゃいます。こうした方に、記念品をお渡しをしているところがございます。無いところもございます。これは方面によって異なってきます。こういった物ですとか、例えば会議に出た時に全体集合写真を撮ったりするんですが、そういった物の焼き増し代ですね。こういった物を支出をしているのがその他の経費でございます。

それと講師謝礼なんですけど、これも年間のトータルでございます。例えばこの3万4千円は第20方面でございますけども、月1回研修会をやっていて、毎回講師を呼んでいるとかいうことかもしれませんし、ちょっと詳細な中身までは今この場でお答えすることはできませんが、年間トータルでの金額だということでご理解いただきたいと思います。

(D委員)

第20方面についてはその前も3万4千円かかってたり、平成21年度を見たら講師代金について第7方面が4万1千円だとか、第10方面が6万円だとか、詳細で厳密なものでもなくとも構いませんけれども、例えば年間6万円とか4万円かかっている講師というのはどういったものがあるのか、例として挙げていただければありがたいです。何となくのモデルみたいなものでも構いません。

(説明者)

確たるものは無いんですが、おそらく事業者、例えば介護事業者ですとか医者であるとかですね、たぶんそういう方を外部講師として招聘しているのではないかなというふうに思います。

(D委員)

あと1点お伺いしておきたいんですけれど、民生委員活動費が一人当たりだと74,400円で、上納金があるというふうに先ほどから何回か言及がありますけども、上納金というのはまず協議会への会費というのが含まれるという理解でよろしいのか、あとそれ以外にはどういったところになるのかを教えてください。

(説明者)

その内訳なんですけど、まず全国の民児連に2,600円、それから道の民児連に6,000円、

あと市の民児連に9,300円という内訳になっております。

(D委員)

そうすると市の民児連には民生委員活動費からも出て、もう一方の民生委員協議会負担金のほうからも出ているという理解でよろしいですか。

(説明者)

ちょっと説明が不足していて申し訳ございません。民児連の負担金につきましては、各方面協議会から一括してお支払いをしておりますが、それぞれの民生委員が各方面協議会へ支払った負担金を取りまとめて納めているということですので、二重に払っているということではございません。1万6千いぐらの上乗せ分というのは、民生委員活動費に含めておりますので、一旦は各民生委員に入りますが、各方面協議会への会費に含まれるというかたちで出てきますので、それを各方面協議会で取りまとめて民児連に一括して納めているということになります。

(D委員)

はいわかりました。ありがとうございます。

(F委員)

よろしくをお願いします。変な質問で申し訳ないんですけども、なぜ会費というものを民生委員の方が納めなくてはならないのでしょうか。

(説明者)

民生委員協議会というのは民生委員が組織すると、これは法でそのように定められておりまして、なぜそうするのかと言うと、民生委員というのは言ってみればボランティアといいますか、私達は仕事として福祉行政に携わってますけども、一般の人が民生委員になるというのがほとんどなものですから、そういった時に情報収集だとか、色んな福祉サービスを勉強するにあたって、横の連携というのが必要なんですよ。そうしたことから、やはりそういう協議会を作って情報交換をしながら、それぞれの知識を高めるだとか技術を高めるだとか、そういったことも必要になるということで、民生委員さんが独自にそれぞれ会費を納めてそういう協議会を作って活動に当たっていると、要は自分達の活動のために、自らがその会費を支払っているというようなことでございます。

(F委員)

それは、この決算に入るものなんですか。

(説明者)

入っています。ただ、先程説明した市から支払う年間7万4,400円の活動費には、基準額約5万円というほかに、上乘せ分、つまり民児連負担金の分も入っておりますが、個人が自腹を切って支払うというようなものはここに含まれてはおりません。

(F 委員)

はい、ありがとうございます。

(B 委員)

よろしく申し上げます。平成23年の協議会決算書のところで、銀行利息というのが発生しているんですけども、それとすぐ下に繰越金ですね。これって通常の財務体制としては、繰越しをしながら運用をするということなんですよ、当然ね。

(説明者)

はい。

(B 委員)

例えばこのプールした部分からお金を使いましたと、すると当然それに対応した領収証書があることになっていきますけども、この履行の確認、認証というのは、事務員さんがそれをやっているということでもいいんですか、雇われている事務員さんが。現場ではどのようなになっているんでしょうかね。

(説明者)

この協議会自体は先ほども申し上げましたけども、民生委員が独自で作っている協議会でありますので、市から負担金は出しているんですけども、その運営自体はすべて協議会に任せるということで、国のほうでも自立した組織にきなさいと、要は独自性を持った自立した運営を民生委員自らにさせなさいというのが国の方針なものですから、そこに市としては介入しない。ただ、市とすれば負担金として支出している平均23万6千円といったものが適切に使われているかどうか、その確認だけを行っているという状況でして、例えば領収証だとかそういった物を市のほうに提出させているわけではございません。

(B 委員)

それで国のほうが独立した組織として頑張らなさいと、けども函館市が公費を、税金を投入しているわけですから、市民が不透明なところがあれば苦情を申し立てる市民がいっぱい出てくると思うんです。なぜこういう話をしたかって言うと、さっき飲み代に使われているかどうかもしれませんっていうお話だったんで、極端にそういうふうな

のであれば、全部この遊興費のようにしてどんどん使って、変な話、宴に使ったりする  
ってことは重々考えられるわけですね。そんなのは今こういう財政状況の中では許さ  
れる話ではないので、どちらかと言うとこの部分は一発カットするためにはですね、す  
るかしないかはそれは後の判断ですけども、履行確認の証跡、これはしなければ納得し  
ませんよ、函館市民は。潤沢に財政が豊かであれば、多少目をつぶる市民もいますけど  
も、今そういう場面じゃございませんので、これは私もちょっと驚きましたね。

それともう1点なんですけども、支出の部で会場費だとか研修積立費というのがある  
んですけども、これは第1方面から29方面までずっと横並びで見ていると、使っていない  
でやっている方面もあるんですね。使っていないでできるということはですね、今このよ  
うな潤沢な財政状況にあるわけでない自治体ですから、使わないでやっている組織に見  
習うべきだと私は思うんです。使わないで実際やっているところが、結構0円ベースの  
ところいっぱいありますから、こういうのはそのように潰していくとか、やらなけ  
ればやらないでもやっていけるんだというこの証明がここにいっぱいあるわけですか  
ら、ぜひともそのように管轄部局から指示をしていただきたいと思います。

(説明者)

これはあくまでも負担金という性質で、団体を補助するための補助金とは違いまして、  
要は市のほうでもこういった報告書の提出は受けているんですけども、その報告の中  
で極端に食糧費が上がっているだとか、負担金として支払っているものにそぐわないよ  
うな支出状況があれば、そこは領収書まで確認するということがありますけども、基本  
的には独自性を求めているものですから、そこまでは介入していないというようなと  
ころで、ただ私どももこれを見た時に、そういった極端な支出をしているだとか、協議会  
の運営以外に使われているだとか、そういう判断は特にはしていなかったものですから。

(B委員)

ですよ。今のお話しで矛盾しているのは、極端な話例えば、飲食が少し跳ね上がっ  
ているとかいうようなお話をされましたけども、証跡も何もとっていないで、それがわ  
かるんですかっていう話なんです。わからないんじゃないですか。わかりませんよね。

(説明者)

食糧費が20万円出ているところもあれば、0円のところもあると、これを月別に換算  
すると1,000円程度であるというふうに見受けられるんですよ。それは、毎月1回の定例  
会というのがありまして、単純に12で割ってそこに参集している人数で割り返せば1人

当たり1,000円くらいだと、これが極端に食糧費として、茶菓子代として高い額かどうかという判断は、それだけで私達はわかりますので。

(B委員)

勘でわかりますとか言われても困る問題で、負担金が正規に方面ごとにきちんと出てるわけですよ、金額が。これがどのように使われているかということ、ガラス張りにすることが管轄部局の仕事ではないかなと思うんですが。単純にそこなんです。単純な話なんですけども。なんだか長い間にやっているうちに、その感覚というのがずれているような感じを受けるんですけども、どうでしょうか。政務調査費みたいな意味合いな感じがするんですよ、何となく。1円たりとも領収証と突合していくということが無ければ厳格な財務体制にならないですよ、どうでしょうか。

(説明者)

先ほども説明させていただきましたけれども、こちら負担金ということで各協議会が行う活動に対して、市は財政的なサポートをしなければならない、これも民生委員法に則っているところです。補助金というような意味合いではないです。今委員がご指摘の、例えば極端な話、このお金が飲食に使われているんじゃないのかどうなのかと、きちんと証明できるのかというお話で、市としては一定の額、例えばお茶菓子程度の額であれば、そこに充当してもらって構わないと、ただ会ということに対しては使ってはいけませんと、そういうようなことは市からの負担金ではなくて、自分達の集めたお金で行ってくださいというようにしております。委員がおっしゃるように各方面協議会では当然1円単位の領収証をもって決算しておりますので、それを市に提出するところまで求めるかどうかというお話で、私どもは決算報告書の提出は求めておりますので、それらを確認したなかで、疑義があれば当然それらの領収書を出して下さいと追加で求めることはできます。平成23年度の場合は疑義があるとまでは言えなかったもので、そこまでは求めてございませんでした。

(B委員)

求めてなかったんですね。

(説明者)

報告書は当然求めてます。決算報告書、これは提出させています。決算報告は受けていますが、1枚1枚の領収証の確認までは平成23年度については行わなかったと、ただ必要があれば当然します。



(B委員)

必要があれば。必要ですよ、すごい必要だと思います。先ほどのお話の中で、菓子代1,000円位であれば何となく部局が許しているみたいな、部局にそういう権限は無いと私は思うんですね。あくまでも公のお金ですから、例えば部局がお金を出してやって、どこかから集めてきて、要するに公費以外で、それであてがってくれているのであれば全然別ですけども、これはあくまでも財務ですから、正規なものであるから、1円たりとも領収証と突合、これが無ければ全然不透明感が漂って信用できません。なぜかと言うと、こういうことがあるんですよ。私の知り合いが、ある公営の温泉にアルバイトをしていたんですね。そうしたところ、これは内部の話ですよ。年度末に現ナマが余っちゃって、それを分けていると言うんですよ。わかりますか、私の言っているのが。厳格にやらないと、そういうこともあるということなんですよ。現ナマでバラバラに分けられたらわかるわけないでしょ。だから、紙に数字、日付、但し書きをして、それと突合、これをやって下さいということですよ。そういうことです。

(C委員)

よろしくお願ひいたします。昭和6年度からの事業開始で、なおかつ法律に守られているということで所管部局がなかなか立ち入りづらい、そして答えにくい部分なのかなと思ひながら今聞いてました。ただ、なるほどなと思ったところが、先ほど独自性という言葉で伝えていただいた部分で、何というか、お金は出すけれど使い方の中で、それに対してははっきり口出しをできないというか、独自性を持たせるという言い方でおっしゃったので、何か古き良き時代の、いわゆるその協議会なり上部団体の負担金の成せるところとか、透明であるような透明じゃないようなところと被ってしまっ、なるほどそうなのかと少し思ったところですよ。

函館市の財務部は非常に厳しいし、きちんと整合性を求めるし、その辺のところは私も少しわかっているんですけど、この民生委員というのは、厚労省の大臣が委嘱するわけですから、最も法律で守られていて、最もきちんとしているものだと思っております。ただやはりその古き良き日本の時代の名残なのか、独自性を守るあまりに、所管部局がやはり指導できない、最終的には指導できないところがあるということに関しては、一般市民としてちょっと驚きでした。ですから、今はもうそういう時代ではなく、やはりきちんと領収証なりきちんと合わせて、これはこうですと鏡張りにして、市税を投入しているのですから、公に出しても恥ずかしくないようにすべきではないかという

ことをまず1点言いたいです。

それと質問ですが、平成23年度の決算で例えば民生委員活動費を一人あたり74,400円いただきます。それから会費を自分の所属している方面協議会に払うんですね。これが会費ですよ。それプラス市からの負担金、その他の収入で活動を行うということですね。その支出のところ、先ほど会場費の話がありましたけど、私も随分ばらばらで、0だのそうじゃないのと色々あるんだなと思いついてたんですけども、1点、研究協議費の旅費交通費で、研修会出席に要する交通費、これは研修会に12万3千円とか、39,500円とか、ちょっとその辺に出かけるというわけではなくて、この辺はやはり行先はそれぞれ違うところへ行って研修会を行うのか、その中身は例えばどういう研修会を行うのかを教えてください。

それと、収入の部の交付金で生活福祉資金活動推進費というのがあります。また、支出のところでも、情報提供資料作成費の中に活動推進費として生活福祉資金活動推進費の個人配付というのがありますけれど、これらはどういうものなのかを説明していただけますか。

(説明者)

今、ご質問があった2点についてでございますが、まず旅費の使い道です。旅費は、基本全員参加ということでどこか他都市へ視察に出かける、こういうこともございますし、道民児連などが札幌等で行う会議、研修会、こういったものに参加するための費用として協議会が負担金の中から支出しているということもございます。では、例えば第1方面の支出内容について、具体的にどうなっているのかと問われますと、ちょっとそこまでの詳細は今お答えはできませんが、そういったものがここに書かれている旅費交通費です。

そしてもうひとつが生活福祉資金活動推進費、この中身でございますが、北海道社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付事業というのがございます。低所得者への貸付であったり、奨学金だったり、そういったものを貸付する事業でございますが、貸付を受けた人がお金を返す場合に滞納してしまうケースがございます。こういったときに、社協にはマンパワーが無いものですから、民生委員の手を借りています。その時に、それに係る手数料と言いますか、交通費相当額というふうに考えていただいて、一人当たり一律1,000円を社協から民生委員にお支払いしている。この分のお金は、市から各協議会に支払われているので、協議会の収入として計上されますが、そこから各民生委

員個人に、支出の部のほうでお支払いされているということです。

(C委員)

わかりました。それともう1点、団体協力費の各種団体への寄付金とあるんですけど、この各種団体というのはどういうものになりますか。

(説明者)

例えば、赤い羽根の共同募金会のチャリティーコンサートとかがあって、そのチャリティーチケットの購入費とかですね。あとは平成23年度でいきますと、東日本大震災があったので、共同募金ですとか義援金を納めたり、そういったものがここに計上されております。

(C委員)

寄附金というか、募金として出すお金ですか。

(説明者)

これは一例なんですけども、共同募金会がチャリティーコンサートを開催している。演者さんはたぶんボランティアで出てらっしゃると思うんですけども、チケットを1枚1,000円などで売って、その益金を共同募金会の活動に寄付するコンサートを開催しており、そういったところのチケット購入費などがここに入ってくるということです。ただここは、括弧書きの金額が無いもので、公費23万6千円の負担金自体は入っていないのですが、民生委員協議会としては支出しているんで、個々の支出についても報告は求めているところです。

(C委員)

協議会としてチケット代を出せるんですね。

(説明者)

出しているところもあります。ただしこれは一例でございます。

(C委員)

わかりました。

(説明者)

それと前段で話をされていましたが、市が物申せないというか、古き良き時代ということでお話されてた件なんですけども、決してそのようなことではなくて、行政が指導する立場にあるというのは変わらないんですけども、基本的に民生委員というのは、先ほど説明しましたが、厚生労働大臣から委嘱を受けている非常勤の公務員であるというよ

うな位置づけですので、そこはそれぞれ個人が責任を持って対応するというのが基本ベースとしてあるんです。そういったことで昔から、独自性を持たせるということで、決して介入されるとまずいだとか、そういったことではございません。

それで先ほど活動費の話もしたんですけども、今現在、実際に上納金とかを除けば年間5万円程度の活動費となっておりまして、この金額はずっと昔から変わっていない状況です。現実的な話をしますと、例えば支援者から相談を受けて、市のほうに色々なサービスを求めるためにその人を連れて来たり、色んな場面で交通費だとかが結構かかってくるわけで、実際のところを言えば、年間5万円だと全然足りないというようなお話も聞く中で、あくまでも皆さんボランティアだというような基本を念頭におきながら活動しているというようなこともありますので、決してこの金額が高い金額であるというふうには、私どものほうでは考えておりません。先ほどのお話の回答にはなっていないかもしれませんが。

(C委員)

高いとか安いとかではなくて、お話ししたいのは、正当な使い方をするのは当然であるけれども、何がしかの不都合があった時に、それはいけないというようなことを、きちんと申せる制度とか、そういう機関とかは無いんですか。

(説明者)

それは、我々行政が指導するという役割になっております。

(C委員)

わかりました。ありがとうございます。

(D委員)

決算の数字が色々出ているわけなんですけれども、監査というのはどういうふうに行われていますか。監査報告書が当然ついていると思うんですが。

(説明者)

年度が終わりまして3月で締めるんですけども、4月中に報告書の提出をいただいております。そこで疑義が無いか中身を報告書上で見て、平成23年度に関しては特に疑義が無いということで、実地検査といいますか監査までは行いませんでしたが、そこで疑義があれば当然そこでこれはどういう支出なのかということを見つけていくことになると思います。

(D委員)

では一応、監査報告書は市のほうで見たという理解でよろしいわけですね。はい、わかりました。

(A委員)

他の自治体との比較のことでお聞きしたいんですが、協議会負担金は、結構金額に上下があって、秋田市は特殊な処理をしているようなんですけれども、旭川市も突出して高い、函館市もそれに次ぐくらいですか、66万円が旭川市で、函館市は23万6千円ですよ。民生委員活動費のほうも、秋田市は特殊な処理をしているからちょっと安いのかもしれませんが、旭川市が55,500円で、岡崎市が119,400円、函館市はその中間のような感じなんですけれども、この金額の水準についてはどのようにお考えでしょうか。

(説明者)

まず秋田市の例で申しますと、秋田市は活動費が低くて負担金のほうが高いというようなことで、これは都市によって出し方に違いがあるといいますか、民生委員活動費自体は、函館市も秋田市も個人に出しているんでしょうけれども、そこに負担金相当額を経費として含めているかどうか、要は函館市の場合は個人に支給する分を厚くして、そこから会費としてその協議会のほうに充当させているというやり方をしてますし、それを省いた形が秋田市なのかなというふうに思ってます。おそらく他都市でも、協議会へ会費で充当している分というのはいくらかあると思うんですけれども、それはたぶん全国まちまちなので、これだけの金額差がある一つの原因なのかなと思っております。詳細なところを分析したことは正直なところございませんが、これは国のほうの交付税措置がベースにあるものですから、おそらく分析をすればそんなに変わらないのではなかろうかというふうに考えております。

(A委員)

では今の話ですと、たぶんこの自治体でもやっていることには変わらないでしょうから、経理のやり方によって金額に違いが出てくるのではないかというふうに思っているけれども、実際詳細には調べていないということなんですよ。はい、わかりました。

(E委員)

民生委員の活動内容として、担当課のほうでは地域内の実情を把握するということが基本であり最も重要だということでご判断いただいているんですが、活動内容として近年色んな社会問題があると思うんですよ。例えば孤独死の問題であったり、生活保護の不正受給そういう問題があったり、あと要介護者の認定であったりということで、こう

いうことは地域密着型で考えると、民生委員の仕事が一番適切なのではないかなと考えるところではあります。実際民生委員さんの数は707名ということだったと思いますが、世帯数で割ると大体200世帯位に一人というかたちで計算できると思うんです。皆さんその200世帯を担当として、そういうところをしっかりと見て回っていただいて、例えば孤独死の問題、生活保護の不正受給の問題、例えば介護者、もう立てなくなったご老人だとか、そういうことのお世話をされている方達と思ってよろしいんでしょうかね。707名全員が。

(説明者)

おっしゃっている通りでございます、一昨年前の70歳以上の実態調査、要は亡くなられても戸籍上載っているだとか、それぞれ各自治体でも調査したんですが、実際には民生委員にもお願いしてやってもらったという経過がございますし、つい先だっただの障がい者の孤立死の時の実態調査も実際に民生委員に入ってやってもらったというのもございますし、不正受給、そういった情報だとかいうのも市のほうに寄せられてきまして、民生委員を通して調査する場合も時にはありますので、おっしゃられたとおりの活動を行っているというか、地域に密着した窓口的な業務を行っている、それが民生委員の活動と考えてよろしいかと思えます。

(E委員)

それで例えばの話なんです、自分の地区でどなたが民生委員をやっているのかというのは、全然わかってらっしゃらない方も多んじゃないかなというのがまず1点あるのと、民生委員の活動として家に訪問された時にも、顔がわからないと結局、警戒心のほうが強くて、中身までは教えられないっていう問題もかなり出てくるのかなと思うんですよね。その辺を上手に広報させるっていうんですかね、そういうことは担当部局のほうで何か考えてらっしゃいますか。

(説明者)

これは非常に大事な話でして、今、市のほうで実際に広報活動しているのが、年に1回市政はこだてに載せて、民生委員がこういう活動していますよというようなのはやっている。あとは3年に1回、民生委員の更新時期があるんですけども、その時に新たに民生委員になった方の、こういったチラシを町会に配布して民生委員の活動を紹介し、理解を求めている。そして個々の民生委員の顔がわかるわからないの話なんですけれども、年に1回、民生委員が函館市からの情報、その情報というのはその世帯の状況です

とか、年齢、その世帯の構成ですとかを函館市から情報提供しまして、その情報提供に基づきまして各世帯の調査に入る、その調査の対象が例えば高齢の一人暮らしの人だとか、ある程度が限定した中で調査を行いながら、必要であればその当事者の単独世帯のところ、民生委員をやっている何々ですと、そういったメッセージを入れてくる場面もありますし、それと各町会で民生委員の紹介をやっている町会もあるんですよ。要は変わった都度、この地区の民生委員はこの人ですということ、回覧板で回すだとか、そういったことをやっている、ただ充分その住民の方が、ここの民生委員は誰かとすべての方がわかっているかどうかというのは、確かにそこまで充分な周知が図られているか、っていうのは、私どもも疑問というか、やはりその辺の周知は強めていかないと、ならないというのは検討課題としては受け止めております。

(E委員)

色々話をいただいたのですが、地域で民生委員が主に活動しているのは、おそらく高齢者の方だとか要介護の方だとかのほうが多いのかな。そんな感じの情報提供はしてらっしゃるのでしょうか、例えば某芸能人の親御さんが不正受給していた生活保護の問題ですね。そういった情報提供というの、市から民生委員のほうに流してらっしゃるんですか。

(説明者)

生活保護の開始、開始した後の受給、これについては福祉事務所のケースワーカーがすべて行っているところです。世帯の状況を確認するのもケースワーカーの仕事なんですけど、どうしてもわからないところ、夜間でしたり連絡がつかないということで、今この家庭はどうなってますかというような調査を依頼したりすることはございますが、民生委員が主体的に調査に入っていくということは無いです。これはあくまでもケースワーカーの仕事として、福祉事務所の仕事として行っております。

(E委員)

わかりました。

(F委員)

任期は3年ということですけど、実際はどの位の年数を続けられる方が多いんですか。平均したら。

(説明者)

すいません。今ちょっと資料を持ち合わせてないのでお答えできませんが、なるべく

2期6年、これぐらいはやって欲しいということをお願いをして、やっていただいているのが実状でございます。やはり3年くらいですと、一通り仕事を覚えて、顔も住民の方に覚えていただいて、それぐらいで終わってしまうものですから、できるだけ長くやっていただくのが、より良い民生委員活動にも繋がるだろうというふうに考えてございますので、2期6年をひとつの目安として就任いただいております。

(F委員)

ありがとうございます。それと民生委員の方達は大変苦勞されていると思うんですけども、個人情報保護法というのができまして、ますますお仕事がしづらくなったということお話を聞きましたけれども、その辺の状況はいかがですか。

(説明者)

プライバシーの保護、侵害に対しては非常にセンシティブになってきているなというふうに感じてございます。例えばやはり1番多いのは、先ほどE委員もおっしゃられたんですけども、あなたは誰ですかと、あなたが民生委員だとわからないと言って出てきてもくれないと、こういったケースが結構あります。それで民生委員には名札と言いますか、民生委員証ですね、身分証を携帯するように指導はしてございまして、必ずそれを見せて、私は民生委員ですということを証明して、その上で家に入っていくということを徹底させているところなんですけど、やはりそれでも「民生委員に用は無い」と、「私は何も困っていない」ということで、立ち入り自体を断られるというケースというのも確かにあるというふうに聞いてはございます。先ほどE委員の広報の話とも重なってくると思うんですけど、これから民生委員はこういう活動しているんだと、みんなの役に立っているというか、そういったところを市としてもやはりPRしていかなければならないなというところは感じているところでございます。

(F委員)

ありがとうございます。それと決算のほうで1点だけなんですけれども、先ほど会費のことをお尋ねしたと思うんですけども、なぜ聞いたかと言いますと、こちらを見ると例えば5方面だと、食糧費の茶菓代で約24万8千円使っていると、それに対して市から入っている負担金もその位の金額なんですよ。言いたいことは、こういうのに使うんだったら、会費を安くしてもっと委員個人の活動費に回せるようにしたほうがいいのではないかと、この茶菓代って、私達も色んな会でやってますけれども、そういう一般的な団体とは集まってる趣旨が違うと思うんですよね。集まったからってお茶飲んで、お菓子



っているんでしょうかと、ちょっと私はそう思いましたので。

(説明者)

民生委員の活動費の支給方法なんですが、まず一旦全額の74,400円が民生委員の手に渡ります。その中で、会費を納めたりするというのが支出として、民生委員個人から各民協に支払われているところです。そして今、F委員がおっしゃった食糧費の話で、例えば5方面が25万円程度でございます。これは今ここではっきりと断言することはできないんですが、例えば夕食を兼ねて食事代等も支出しているのかなというふうに考えてございますが、公費として入っているのはこのうち2,270円括弧書きのお金です。23万6千円の公費の分の使途としては、2,270円だけが支出をされていると。

(F委員)

認識の違いかもしれません。どちらも公費だと思ってました、私は。ここの90万円(会費収入)も結局は全部、国と市から出ているものではないんでしょうか。公費だ公費でないという意味ではなくて、使い方のことをもう少し考えるべきではないかと思うんです。例えば、食糧費としてこれだけ支出しているのは多くないですか。

(説明者)

ちょっと他の方面と比べて、ここは多いのかなというふうに思うんですけども、市が協議会に渡る会費分として活動費に含めて支出しているのは、約1万7千円でありまして、この方面には25名いると、そうしますとプラス $\alpha$ で個人が出している分がここに含まれているはずなんですよ。ですから、例えばその協議会によってはどうしても夜でないとか、会議が行えないですとか、食事をしながら会議をしましょうという場面も全部無いわけではないと思うんです。ただそうした時に、自分達の持ち出しのお金を入れて、そして会議をやりましょうという場面もあるとは思いますが、ただそこまで厳密にこの中身を調べてはいないんで、何とも言えないんですが、ただ20万円となると、今ちょっと単純計算すれば、一人当たり1回719円位なんです、単純に計算して。要は月に1回の定例会だと考えれば、25人で割れば一人当たり719円程度だということで、おそらくお茶代だとか、ちょっとしたお菓子代、その程度の金額なのかなというふうには見ております。

(F委員)

ごめんなさい。そこの感覚が私にはわからないということです。要するに税金ですね。そこのところを、こういうので使うのかなっていうのがちょっと思ったことなんで

す。

(説明者)

あくまでもこの90万円の中には、個人で支出している分、要は公費でない部分の支出がおそらく入っているというふうに。

(F委員)

それで先ほどの質問になるんですけど、個人で出しているお金と、公費の部分の決算が一緒になるんですかっていう質問だったんですよ、最初は。

(説明者)

そういった意味では、個人の方が会費として納めている部分と、市からの負担金、これは完全に税金から直接投入されているものですが、そもそも会費というものは、あくまで個人で納めているものだというふうに捉えておりますので、その出どころとして市からの活動費が一部含まれていたとしても、例えば食糧費はここまで支出してはいけない、ということまでは言えないのかなと。

(B委員)

今のお話で、会費を納めている方だって、自分の会費がちゃんと使われているかどうかってみんな思うじゃないですか。どうですか。

(説明者)

そこはその方面の中で決算しておりますので、その方面の中でどういうふうに使われているかというのは、その民生委員の中で当然報告されておりますので、そこに疑義はございません。

(B委員)

そうすると方面組織の中に、お金が溶け込んでいくわけですね、両側から。だからどちらかというところ、そこに公金も混ざっているということは、公金のほうの見方からするとはっきりして欲しいわけですね。要するに全体としてはっきりして欲しいということになります。

(説明者)

そういった観点で23万6千円の用途を括弧書きで示して、報告をいただいているところでございます。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

**【各委員からの評価シート提出後】**

それでは、判定結果の発表を行います。

民生委員協議会負担金では、「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が4票であったため、判定結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

民生委員活動費では、「制度の抜本的な見直し」が2票、「実施内容や手法の改善」が3票、「現行どおり」が1票であったため、判定結果は『見直しが必要』となりました。

**【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】**

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。